

## 平成30年第1回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第2日目)

平成30年 3月 8日(木曜日)

午前9時30分開議

- 第13 議案第19号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第21号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第11号 平成30年度訓子府町一般会計予算について
- 第16 議案第12号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第13号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第18 議案第14号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第19 議案第15号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第20 議案第16号 平成30年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第21 議案第17号 町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第20号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第22号 訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例の制定について
- 第25 議案第23号 訓子府町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 第26 議案第24号 町道路線の廃止について
- 第27 議案第25号 町道路線の認定について

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	川	村	進	君		
3番	西	森	信	夫	君	4番	堤	三	樹	磨	君	
5番	西	山	由	美	子	君	6番	上	原	豊	茂	君
7番	工	藤	弘	喜	君	8番	須	河	徹	君		
9番	河	端	芳	恵	君	10番	山	田	日	出	夫	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君							
副	町	長	佐	藤	明	美	君						
総	務	課	長	森	谷	清	和	君					
企	画	財	政	課	長	伊	田	彰	君				
町	民	課	長	原	口	周	司	君					
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君			
農	林	商	工	課	長	遠	藤	琢	磨	君			
建	設	課	長	山	内	啓	伸	君					
上	下	水	道	課	長	山	本	正	徳	君			
会	計	管	理	者	八	鋏	光	邦	君				
教	育	長	林	秀	貴	君							
管	理	課	長	森	谷	勇	君						
子	ど	も	未	来	課	長	渡	辺	克	人	君		
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君				
図	書	館	長	山	田	洋	通	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	信	也	君
農	業	委	員	会	長	坂	本	稔	君				
監	査	委	員	山	田	稔	君						
選	挙	管	理	委	員	長	森	下	直	治	君		

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	夏	井	宏	樹	君	
議	会	事	務	局	係	長	中	村	隆	広	君

◎開議の宣告

○副議長（西山由美子君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、上原議長から欠席の届け出が出ております。したがって9名の出席であります。上原議長については、本日午前中の欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議案第19号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、  
議案第14号、議案第15号、議案第16号

○副議長（西山由美子君） この際、日程第13、議案第19号、日程第14、議案第21号、日程第15、議案第11号、日程第16、議案第12号、日程第17、議案第13号、日程第18、議案第14号、日程第19、議案第15号、日程第20、議案第16号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第19号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書82ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の82ページをお開き願います。

議案第19号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

ページの一番下の説明欄にありますように、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正する政令の施行および国民健康保険の都道府県化に伴う葬祭費支給額について、所要の改正をしようとするものであります。

今回の改正につきましては、国民健康保険の都道府県化に伴う法改正により、法令上「国民健康保険運営協議会」という文言がなくなるため、「訓子府町国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改正しなければならないものです。

また、葬祭費の支給額につきましては、療養の給付と同様に、全道どこの市町村に住んでいても同じ給付が受けられるよう統一することとしたことによる改正です。

それでは、記以下について説明させていただきます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

ここで、83ページをご覧いただきたいと思えます。新旧対照表を載せてございますので、これにより説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正部分に下線を引いてございま

す。

第1章、第2章の「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「訓子府町国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものです。

これにより、国保運協の正式名称が変わることになります。

また、葬祭費につきまして、現行5万円から3万円に改めるものであります。

82ページにお戻りください。

次に、附則の説明をさせていただきます。

1項では、施行期日について規定しておりますが、平成30年4月1日から施行するものであります。

2項では、経過措置の規定であります。施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の額については、なお従前の例によるものでございます。

3項では、委員の報酬や費用弁償について定めている特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例についても、国民健康保険運営協議会の名称を改正するものです。

以上、議案第19号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第21号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書86ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の86ページをお開き願います。

議案第21号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にもありますように第7期介護保険事業計画期間中の平成30年度から平成32年度までの保険料率に関する経過措置について定めるものであります。

記以下について説明させていただきます。

別紙としておりますが、新旧対照表でご説明したいと思います。

88ページをご覧くださいと思います。新旧対照表を載せてございますが、表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正部分に下線を引いております。

第3条は、保険料率の規定であります。平成27年度から29年度までの第6期介護保険計画が終了し、第7期介護保険計画期間中の平成30年度から32年度までの保険料率を新たに設定するものであります。

添付資料でご説明いたします。89ページをご覧くださいと思います。

左側が第6期、右側が第7期となっております。それぞれ保険料率と年額保険料の対比となっております。まず、表の右上に表示しておりますとおり、基準月額が第6期4,200円に対し、第7期は、サービス給付費の上昇等により、4,850円に引き上げとなります。

次に、保険料段階については、これまでどおりとし、保険料率である「基準に対する割合」につきましては、第1段階から第5段階までを従来の率を踏襲し、第6段階から第9段階については、国の保険料率に準じることとしております。結果としまして、第1号被保険者が負担する年額保険料は、それぞれ右側欄に記載しているとおりに改定されるものでございます。

87ページにお戻りください。

第3条、第2号につきましては、第1段階の者について、89ページの表にもありますが、低所得者の保険料軽減のため2万6,200円と定めております。

次に、附則であります。

第1条は、施行期日の規定ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

第2条は、条例第3条に規定する保険料の適用についての経過措置となっております。

以上、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第11号 平成30年度訓子府町一般会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書2ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案第11号 平成30年度訓子府町一般会計予算についての提案説明をさせていただきます。

内容につきましては、事前に配布しております「各会計予算案の説明資料」が別冊であると思うんですけども、それと「平成30年度各会計予算書」、この2冊で説明をさせていただきたいと思っております。最初については説明資料の方で説明させていただきます。

そして、説明の中で、毎年そうなんですけども、前年あるいは昨年と表現する部分につきましては平成29年度を、本年度と表現するのは平成30年度ということで指しておりますので、その辺についてもよろしくお願いしたいと思います。

それでは、先に配布しております各会計予算案の説明資料をご覧いただきたいと思っております。

まず1ページでございますけども、1ページにつきましては、予算案の概要を記載しております。予算編成にあたりまして国の経済状況は景気の緩やかな回復基調を期待されている一方で、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとし、あわせて効果を実感できない地域の隅々まで、その国の効果を波及させるような施策実施の必要性が言われております。これは国の話でございますけども。

しかし、経済・財政再生計画におけます集中改革期間の最終年でもありまして、歳出改革等を着実に実行することとしまして、国の財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するということにしておりまして、これは地方においても国の基調に合わせることを求めているものでございます。

このような状況下で「まち・ひと・しごと創生事業」を含め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額は前年度を下回らない水準を確保されているものでございますけれども、地方交付税においては2%、交付税の穴埋めとして臨時財政対策債で1.5%、それぞれ減額となっているのが現状でございます。これを踏まえますと今なお厳しい状況

にあるといえるのではないかと思います。

このようなこともございまして、本町の大きな財源である普通交付税では前年対比5千万円の減、それと臨時財政特例債では2千万円の減、合わせて7千万円、3.4%の減という予算計上になっております。

歳出におきましては、スポーツセンター建設事業、青少年研修館建設事業、それと道営北東地区の着工をはじめとしました農地整備事業の8地区、これの予算計上、さらに公債費の一部繰り上げ償還を計上するなど、将来をも見据えながらも「まちづくりと財政健全化を両立させた行財政の均衡を図る」とともに持続可能な町づくりを進めることに重点をおいた今回の予算編成となっているものでございます。

その結果としまして、本年度の一般会計の予算総額は8億9,350万円増で、前年対比でいきますと18.4%の増加額となっております。

その款ごとの予算額と伸び率につきましては、5ページになりますけれども、下の表の歳出をご覧くださいと思います。

まず、議会費の方では、議会基本条例関連経費の伸びがありまして、率でいきますと2.6%の伸び。

それと総務費では、昨年は役場庁舎屋上の防水改修と社会資本整備基金の農地整備区分への積み立てがございましたので、これは農地整備の大きいんですけども、大きく66.4%の減。

民生費においては、国民健康保険繰出金が大きく減ったということがございまして、7.7%の減となっております。

衛生費におきましては、これは合葬墓建設事業の終了、これによりまして、大きくは6.4%の減となっております。

農林水産業費においては、先ほど言いました8地区の農業基盤整備事業、これの伸びによりまして27.6%の増。

商工費では、産業観光振興協議会で昨年製作しましたイメージキャラクター、これの分の終了に伴いまして4.9%の減となっております。

土木費では、除雪グレーダー購入整備、それと単身者住宅メゾン100、これの修繕などの終了によりまして19.6%の減。

消防費では、救急ワークステーションの本部職員の配置に、新しく配置しましたことに伴いまして1.3%の増でございます。

教育費では、ご存じのように大きくはスポーツセンター整備事業および青年研修館整備事業に伴いまして201.8%の伸びという状況になってございます。

公債費においては、公住債の繰り上げ償還に伴いまして59.6%の増。

給与費においては、給与改定や欠員補充などによりまして3%の伸びということになってございます。

8ページには、各会計の人件費の資料を載せてございますけれども、一番下の合計欄の右から4列目、8億5,388万8千円が一般会計と特別会計の合わせた人件費の総額になります。

これらの具体的な内容等は歳出の予算書の中であらためて説明させていただきます。

次に、9ページ、この表につきましては、基金の保有状況を一覧にしたものでござい

して、表の一番下から4行目の右側、36億1,586万円が一般会計の平成30年度末の基金保有見込額となります。

10ページ、ここからは投資的事業、そして15ページからは補助奨励費、19ページからは扶助費を、これらには事業内容や事業量、または財源内訳を記載しております。22、23ページは、平成30年度における債務負担行為の支出予定額を一覧にしているというものでございます。

43ページから後ろのページは投資的事業箇所図を添付しておりますので、それぞれこの部分については後ほどご覧をいただければと思います。

そして、この後の予算の内容につきましては、新規事業など特別なものを中心に説明させていただきますと思いますが、それについてもよろしくお願いたします。

それでは次にですね、予算書の方で説明に入っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

まず、予算書の2ページになります。

議案第11号 平成30年度一般会計予算。

平成30年度訓子府町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億5,290万円と定める。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、3ページから12ページにありますけれども、これは第1表の歳入歳出予算によることを規定しております、これはご覧いただくということにしまして、その内容は、後ほど15ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきます。

第2条と第3条は、債務負担行為と地方債についての定めでございます。これにつきましても、後ほど13ページの第2表と14ページの第3表で説明をさせていただきます。

第4条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額になります。本年度はスポーツセンター整備事業に係る工事請負費などを想定し、昨年より5億円多い10億円としているものでございます。

次に、13ページをお開き願いたいと思っております。

第2表につきましては、本年度の債務負担行為について、承認をいただくようとするものでございますけれども、本年度は5項目ございます。

一つ目は、空き家活用定住対策事業で、事業の詳細は歳出のところで説明いたしますけれども、本年は5件分を想定し、限度額を1,200万円としているものでございます。期間につきましては、平成30年度から平成35年度までとするものでございます。

二つ目は、季節労働者生活資金貸付金利子補給及び損失補償につきましては、一人20万円を限度とする生活資金貸付に対する利子補給率2.55%とその貸付償還に対する回収ができない場合の損失額を限度額としまして、期間を平成30年度から平成31年度とするものでございます。

三つ目の麦作振興会コンバイン助成事業では、麦作振興会のコンバイン2台の導入に伴う借入額6,030万円の償還金利子に対する補助で、償還期間の利息総額を限度額としまして137万2千円としております。期間につきましては、平成30年度から平成37年度までというものでございます。

四つ目は、北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業で町外から訓子府高校へ通学

する新入学生徒のバス運賃に対する補助で、卒業するまでの分の限度額を1,329万9千円、期間を平成30年度から平成32年度に設定するものでございます。

五つ目につきましては、北海道訓子府高等学校修学旅行費支援対策事業で、本年度入学する生徒の1年後の修学旅行に対する補助で、限度額を120万円とし、期間を平成30年度から31年度に設定するものでございます。

次に、14ページ、これは第3表の地方債になります。本年度に予定しております起債の本数は9件、総額11億8,380万円、借り入れは証書借入、利率は5%以内とするものでございまして、詳細については、この後の事項別明細の中で説明していきたいというふうに思います。

15ページと16ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額と財源内訳を記載しておりますけれども、これはご覧をいただきたいというふうに思っております。

17ページからは、事項別明細になりますけれども、歳入歳出とも先ほど言いましたように特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速17ページの歳入から入りたいと思えます。

まず上の表の1款、1項、これは町民税です。1目の個人では、昨年の均等割実績人数を勘案し計上したほか、所得割においては、税率を6%と譲渡所得分3%、所得税との調整が生じる住宅ローン控除分を昨年度の実績額としまして88万6千円を減額計上しております。その結果、現年度課税総額では、昨年より2,443万2千円多い、2億4,597万7千円の計上となっております。

その下の2目の法人では、農業生産法人15法人を含み、全91法人で68万2千円減の2,681万6千円の計上となっております。

次に、下の表になります。

下の表の2項、1目の固定資産税です。これは法人の大型の太陽光発電施設の特例措置がなくなったということと農業の償却資産課税標準額の伸びによりまして、差し引きしますと61万2千円増の2億2,067万3千円の計上となっております。

次に、19ページ、上の表になります。

3項、1目の軽自動車税です。これは台数の実績に基づきまして1,914万1千円の計上となっております。

次に、真ん中の表の4項、1目、町たばこ税では、紙巻きたばこの税率が昨年から上がったものの、全般的には喫煙率の低下の影響によりまして177万6千円減の3,369万4千円を計上しております。

次に、21ページ、これの2段目の表になります。

2款、1項、1目、地方揮発油譲与税から、23ページ、次のページの上から3段目の表にあります8款、1項、1目の地方特例交付金、ここまでは国の地方財政計画や実績等を勘案して計上したものになります。

その中で23ページの一番上の地方消費税交付金につきましては、地方消費税の実績を勘案し1,300万円増の1億円の計上となっております。

次に、23ページの四つ目の表になります。

9款、1項、1目、地方交付税の普通交付税では、基準財政需要額で平成20年のリー



マンショック時の状況を受けて危機対応策として設けられたものでございまして、歳出特別枠の廃止や前年度実績による単位費用などを考慮し増減調整を行った結果5千万円減の18億5千万円で計上しております。

なお、特別交付税につきましては、前年と同額の1億円を見込んで、地方交付税総額で19億5千万円ということです。

次に、一番下の表の11款、1項、1目の農林水産業費分担金につきましては、次のページにまたがりまますけれども、それぞれ、道営事業における受益者負担からパワーアップ分を除いた額の受益者分担金として6,033万7千円を計上しております。さらに、一番最後の行の堆肥供給センターホイールローダ分担金では、事業費1,512万円の補助残に対する農協の負担分450万円を分担金としまして、平成30年から平成39年度までの10年間45万円の分割で負担するという意味でございまして。

次に、真ん中の表の11款、2項、1目、民生費負担金の2行目、老人福祉施設負担では、養護老人ホーム措置者の年間の費用負担でございまして、本年度は新規1名分を見込みまして10万9千円を計上しております。

5行目の配食サービス事業利用者負担金では、一食当たり300円で、延べ4,492食を見込みまして134万7千円を計上しております。

その下の移送サービスでは、これは延べ348回で36万7千円を計上しております。

一番下の除雪サービスでは、これは65世帯で8万5千円を計上してございます。

その下の2節の児童福祉負担金、広域入所利用者負担金では、他市町村への委託入所に係るものでございまして、保護者負担金で1歳児1名分を想定しまして27万2千円を計上しているものでございます。

その下の2目、農林水産業費負担金の1節、農業費負担金の馬铃薯集出荷施設維持費負担金、これでは固定資産税および火災保険料分の負担金を徴収するものでございまして、28年度から10年間の見直しを行ったものでございまして、本年度分は151万3千円を計上しております。

その下の国営常盤地区総合農地開発事業負担金では、これは3名分の滞納分として13万円を計上しております。

その下の道営訓子府中央二期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、これは同事業におけるパワーアップ事業の置戸町の住民の方、1名に係る負担分で3万6千円を計上しております。

次に、一番下の表の12款、1項、2目の民生使用料、ここの児童クラブ保育料では、利用者見込みを平均46名分で積算しております。それで128万1千円の計上となっております。

その下の温泉保養センター使用料では、昨年実績を見まして4万5,200人を想定しております。それで1,172万3千円を計上しております。

次に、その下の3目、衛生使用料です。3行目、これは合葬墓使用料、これは今年の8月以降の実績で3件ございましたけれども、本年度は5件分を見込んで10万円を計上しているものでございます。

次に、一番下の行の4目になります。農業使用料の3行目、牧場使用料、ここでは清水町などの町外からの牛200頭分を含めてですね、全部で620頭を見込んで300万6

千円増の1, 880万8千円を計上しているものでございます。

次に、28ページの上の表になります。

7目の教育使用料のこども園保育料では、入園見込数170名で積算しておりまして31, 48万5千円を計上しております。

この表の一番下の保健体育施設使用料、ここでは温水プールおよびパークゴルフ場の利用者の減、それに加えてスポーツセンター取り壊しなどによる利用者減を考慮しまして96万6千円減の405万9千円の計上しております。

次に、真ん中の表の12款、2項、2目の衛生手数料、この廃棄物処理手数料では、実績から特に生ごみのゴミ袋の売り上げの減によりまして92万2千円減の1, 311万3千円の計上でございます。

次に、一番下の表の13款、1項、1目、民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金では、次のページにまたがりましても、障害者自立支援法に基づきます自立支援給付事業に対する国庫負担金の内容になりますので、説明欄に記載しておりますように、各事業の歳出のそれぞれ2分の1、国の額は2分の1、1億48万8千円を計上しております。

その下の国民健康保険基盤安定負担金、ここでは国保事業の保険税軽減分を保険者支援分として交付されるものでございまして、道費負担と合わせまして国保会計に繰り出すというものでございまして597万5千円を計上しております。

その下の児童手当負担金では、これは主にですね、全体人数の減少ということがございまして214万円減の5, 126万円の計上でございます。

その下の介護保険低所得者保険料軽減負担金では、第1段階階層基準の割合を0.5から0.45に軽減したことによりまして、これは2分の1の負担になりますので44万6千円の計上となります。

その下の施設型給付費等負担金では、これは他市町村への、先ほどの広域入所です。昨日の補正予算でもありました広域入所、委託入所と言っておりますけれども、それに係る負担金でございまして、私立保育所へ1名入ることを想定して、2分の1負担で46万円を計上しているというものでございます。

次に、31ページ、一番上の13款、2項、1目、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金では、カード交付に係る補助金で、本年度においても情報提供がまだ国の方からございません。そんなこともございまして平成29年度交付金の上限額の通知と同額100万円を計上しているものでございます。

次に、13款、2項、2目の民生費国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金では、これは後期高齢者医療保険料軽減見直しに係るシステム改修費の補助でございまして69万4千円を計上しております。

その下の2節、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金では、地域での子育て支援および放課後児童健全育成事業に対して補助されるものでございまして、本年度は障がい児を3名以上受け入れる障害児受入れ強化事業分として59万8千円、これを含めまして475万4千円を計上しております。

続いて、3目の土木費国庫補助金、1節、住宅費補助金の公営住宅整備事業費補助金では、公営住宅建設分が4, 776万円、それと公営住宅の改修分、これが550万円、合わせて5, 326万円を計上しております。

その下の公営住宅家賃対策補助では、これは低廉な家賃で供給するための経費に対しまして56万4千円の計上をしているものでございます。

その下の2節、道路橋梁費補助金の道路橋梁費補助金では、橋梁長寿命化修繕計画策定の100橋分で542万3千円、それと橋梁修繕で3橋で2,647万6千円、合わせて3,189万9千円の計上となっております。

その下の方の4目、教育費国庫補助金の3節の保健体育費補助金の学校施設環境改善交付金につきましては、これはスポーツセンター建設に係る交付金でございまして、積算基準としましては、2,871㎡掛ける単価16万7,200円、それ掛ける3分の1というような計算でございまして、それで1億6,001万円の計上となっております。

次に、一番下の表の14款、1項、1目、民生費道負担金、1節、社会福祉費負担金のうち、一番下の行と次のページにまたがりますけれども、障害者福祉費負担金は、前段の国庫負担金のところと同じでございまして、障害者自立支援法に基づく自立支援給付事業に対する道負担金になりますけれども、各事業ともこれは、先ほどは国庫2分の1でしたけれども、道については4分の1ということで5,024万4千円の計上となっております。

次に、真ん中あたりになりますけれども、2節の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、これも国庫負担金の中で説明したものと同様に国保会計に繰り出すものでございまして、1,800万4千円の計上となっております。

その下の3節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が行う低所得者等の保険料軽減に対して、北海道が4分の3、市町村4分の1負担するというものでございまして、後期高齢者医療特別会計へそれを繰り出す。その道費、先ほど言いました4分の3分で1,725万7千円を計上しているものでございます。

その下の4節の児童手当負担金につきましても、次のページにまたがりますけれども、国庫負担金のところで説明したように道負担分としての1,187万円の計上になります。

その下の介護保険低所得者保険料軽減負担金では、これも前段の国庫負担金のところと同じでございまして、これは道費4分の1の負担で22万3千円の計上でございます。

同じく、その下の施設型給付費等負担金につきましても同様で、4分の1の負担率で23万円の計上となります。

次に、下の表の14款、道支出金、2項、1目の総務費道補助金です。今度は補助金です。2行目の森林環境保全整備事業補助金として、町有林の造林・下刈り・間伐・野鼠<sup>や</sup>駆除の面積で220ha分の事業に対する補助で1,525万円、下の保安林、これは造林に対する補助でございまして1千円を計上しております。

その下の市町村森林所有者情報活用推進事業補助金では、森林台帳の管理のためシステムにレイヤ、かぶせるという意味ですが、レイヤなどの機能を追加するというので、道の2分の1の補助で37万8千円の計上をしているものでございます。これはシステムを直すという意味です。

次に、2目の民生費道補助金の2節、児童福祉費補助金の下の方の子ども・子育て支援交付金では、これは国庫補助と同額の475万4千円を計上しております。

そのすぐ下になりますけれども、多子世帯保育料軽減支援事業費補助金では、0歳から2歳の第2子の保育料無償化に対する道の補助で、補助対象世帯16世帯、補助基本額35

2万3千円の補助率2分の1で176万1千円を計上しております。

次に、38ページの上の表の上から2行目の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金とその下の北海道環境保全型農業直接支援対策事業費補助金は、これら事業に取り組む事務費の定額補助金でございまして160万円、それと30万円をそれぞれ計上しているものでございます。

その下の農業競争力基盤強化特別対策事業補助金では、道営農地整備事業に係る6地区のパワーアップ補助金でございまして1,714万円を計上しております。

次、その下の北海道多面的機能支払い事業補助金では、これは地域共同で行う地域資源の質的向上を図る活動に対する支援でございまして、これは面積で補助きますけれども、本年度は田で63.18ha、畑5,999.85ha、草地57.76ha、これらに対しまして、事務費を含めて6,752万3千円の計上でございます。

その下の農業経営高度化促進事業促進費補助金では、前段のパワーアップ対象事業費に対します、これは促進費で3,604万3千円を計上しております。

その下の農業次世代人材投資資金では、これは昨年度の北海道青年就農給付金から事業名が変わったというものでございまして、1件分の新規就農者に対する本年度4年目に入りますけれども、給付金で225万円を計上しております。

その下の地域草地基盤強化支援事業補助金では、これは5件の草地整備などで14.3ha、それと測量試験費10.87ha、これに対する補助でございまして129万3千円を計上しております。

一番下になります。農地利用最適化交付金では、農地集積の推進などの活動実績に伴う交付金でございまして、単価2万7,600円が9か月、農業委員14人分、これを掛けますと347万7千円という額になります。

その下の2節、林業費補助金の未来につなぐ森づくり推進事業費補助金では、これは民有林の人工造林、これは5件分を想定しております。5件分で10.2ha、これに対します標準経費が810万円、事業費ですね、その16%で129万6千円を計上しております。

その下の5目の教育費道補助金の1節、社会教育費補助金の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業費補助金、これは日出のみつばちクラブの活動および教育専門員の賃金に対する補助で、事業費に対する3分の2の補助率で209万2千円の計上になっております。

その下の地域づくり総合交付金、これは青少年研修館建設事業分ですけれども、建設事業費4,600万円に対しまして、補助率2分の1で2,300万円を計上しております。

次に、真ん中の表の14款、3項、1目、総務費委託金の4節、選挙費委託金の知事・道議会議員選挙委託金では、これは来年の4月に行われますこの選挙の準備など、2月、3月から入りますので、その事務費分として212万8千円を計上しております。

次に、一番下の表の15款、1項、1目の財産貸付収入の1節、土地建物貸付収入の町有住宅貸付料、ここでは職員住宅および教員住宅の家賃で561万2千円を計上しております。

その下の土地貸付料では、町有地内の電柱、それと銀河線跡地利用、それと太陽光発電施設、これなどの用地などに係る貸付料でございまして64万2千円を計上しております。

その下の建物貸付料では、これは旧駅、くるねっふ、事務室スペース127.2㎡を商工会に貸付けているものでございまして36万円。

次に、2目の利子及び配当金の財政調整基金利子では、備荒資金組合の超過納付分利息で194万1千円を含み、全体で206万7千円、ほとんどが備荒資金組合の超過利息ということです。

次に、39ページの二つ目の表、15款、2項、1目の生産物売払収入の町有林産物売払収入では、本年度は皆伐事業を行わず、間伐だけとなりますので、間伐材もさらに売払いの単価が下がるということから、トドマツ1,350㎡の売払いで783万円を計上しております。

同じく、保安林につきましても、間伐材で、これはカラマツです。1,656㎡で934万2千円を計上しております。

次に、3段目の表になりますけども、16款、1項、2目の総務費寄付金、ここの、ふるさとおもいやり寄付金では、前年度実績見込みなどから推測し500万円減の2,500万円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表の17款、1項の基金繰入金です。1目、財政調整基金繰入金では、新年度予算のこれは財源調整とするものでございまして4,769万7千円を計上しております。

2目の社会資本整備基金では、スポーツセンター建設事業で3億700万円、ほか5事業に3億6,505万円。

3目、産業後継者育成基金繰入金では、これは産業後継者育成推進協議会交付金でございまして100万円のほか、二つの事業で175万円。交付金の100万円のほかに二つの事業です。

4目、地域活性化基金繰入金では、これは戸籍事務処理システム改修でございまして1千万円かかりますけども、そのほかの二つの事業がありまして、それで1,296万9千円を計上しております。

5目、鉄道跡地整備等基金繰入金では、これはバス通学定期運賃補助で700万円。

次のページの一番上の欄になります。42ページの一番上です。

6目のふるさとおもいやり基金繰入金で、多子世帯応援補助金で1,100万円、それとアート・タウン・プロジェクトで150万円の2事業分、これを合わせてですね、1,250万円という計上でございます。

その下の減債基金繰入金では、繰上償還するこれは公住債、今まで借りている分の公住債の繰上償還で、延べ15本になります。2億9,121万2千円、その他、過疎ソフト、それとこども園建設事業債などの償還の一部などで3億3,060万7千円の計上でございます。

次に、2段目の表の17款、2項、2目、介護保険特別会計繰入金では、地域支援事業の交付限度額が減ったことによりまして234万3千円減の615万9千円を計上しております。

次に、43ページの真ん中の表になります。

19款、4項、1目の受託事業収入の2節、畜産担い手育成総合整備事業収入の草地整備等事業受託金では、これは道補助金のところでも説明しましたように、地域草地基盤強

化支援事業補助金の対象事業に係る5件の受益者負担でございます。それを327万6千円を計上しております。

次に、下の表、19款、5項、5目、雑入の、これ一番上のところにあります学校給食材料費につきましては、これは小学校から高校までで586人分見込んでおりまして2,912万2千円を計上しております。

次のページの上の表の1行目、46ページが一番上です。街路灯等LED化事業負担金では、一昨年12月同事業の完成になりましたので、町内会連協で管理する分のリース料で22万836円掛ける12か月分265万円を計上しております。

その下のすこやかロード関連事業助成金では、一昨年、健康維持のため、ウォーキングコース6kmを設定してございますけれども、北海道健康づくり財団に認定されたことに伴いまして、これ2年間、今年で終わりですけれども、2年間の助成の15万円を計上しているものでございます。

一番下のその他雑入、ここでは、特にこども園の職員の給食費分234万6千円を含み、各施設の光熱水費の負担金なども合わせまして、534万8千円となっております。

次に、下の表の20款、1項、町債になります。14ページの第3表のところの説明しました9本の町債も合わせまして11億8,380万円となっているものでございます。内訳としましては、緊急防災対策債が1本で240万円、上水道の出資債が1本で2,470万円、それと過疎債が5本で9億8,990万円、ソフト事業の過疎地域自立促進特別事業債が1本で5,680万円、臨時財政対策債が1本で1億1千万円という内容になってございます。

以上が歳入の説明を終わります。

○副議長（西山由美子君）　ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩　午前10時30分

再開　午前10時40分

○副議長（西山由美子君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般会計の説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君）　47ページからになりますけれども、ここからは歳出になります。

まず、1款の議会費になりますけれども、1款、1項、1目の議会費の一番右側の事業区分、1. 議員人件費の職員手当等では、昨年度の期末手当の改正によりまして20万3千円増の891万6千円の計上となっております。

その下の共済費の議員共済会負担金では、これは負担率が100分の39.7から100分の38.2に下がったということによりまして、34万2千円減の871万円の計上となっております。

次に、事業区分、2. 議会運営費の報償費では、議会改革活性化と議会基本条例の運用・評価に対してのアドバイザーを年1回招聘するものとしまして28万円の計上。

それと、その下も同じく、議会モニター制度に基づく5人分の報償費として2万5千円

の計上です。

その下の旅費の費用弁償では、J R北海道の路線見直しなどに係ります懸案事項要請によりまして37万7千円増の116万4千円を計上しております。

その下の需用費の印刷製本費では、主に議会基本条例逐条解説カラー版の全戸配布用経費としまして75万6千円、これを含んで221万4千円を計上しております。

その下の委託料の議場の音響機器保守点検業務では、3年に1度の保守点検業務を実施するために40万4千円を計上しております。

次に、52ページ、ここからは2款の総務費になります。

2款、1項、1目の一般管理費の事業区分、職員管理研修の旅費では、本年度は全国小さくても輝く自治体フォーラムが本町を会場にして行われるということから、昨年までの分の65万6千円減の147万6千円の計上となっております。

次に、事業区分、4. 総務一般管理事業の賃金では、期限付専門員3名、定年退職者2名と産休代替え1名、この分の賃金として741万5千円、その上の共済費は、この賃金に係る社会保険料になります。124万円の計上になります。

次のページ、上から5行目、負担金、補助及び交付金の一番下の小さくても輝く自治体フォーラム実行委員会交付金では、同フォーラムは全国持ち回りで毎年実施しておりますけれども、本年度は本町ということもございまして、講演料や特産品のPR、送迎バスなどの経費として90万円を計上しているものでございます。

次に、事業区分、5. 各課共通事務管理事業の役務費の通信運搬料では、宅配に係る運搬料金が値上げになった。それに加え、町例規通信サービスの検索機能などの追加および下の委託料とのサービス内容の見直しを図ったということから76万9千円増の705万7千円の計上となっております。

その下の委託料の町例規類集電子化等業務では、今説明しましたように通信運搬料との内容の見直しを行ったことで38万1千円減の180万4千円の計上となっております。

次に、事業区分、6. 庁舎維持管理事業の需用費の修繕料、昨年は庁舎屋上の防水改修がありましたので、事業費としては大きく4,850万円の減となっております。本年度は暖房用ボイラーの部品交換や庁舎前温度計修理と日常的な修繕などを含めまして173万8千円の計上となっております。

その下の委託料の一番下の行になります。庭木等管理業務では、庁舎周辺の芝生庭木などの管理業務はスポーツセンター維持管理業務の中に入っておりましたけれども、ご存じのようにスポーツセンターの建て替えにより廃止になっておりますので、別に委託するものとして、新しく74万5千円を計上しているものでございます。

次のページになります。

上から7行目の備品購入費の事務用備品では、事務用イス5脚として23万円、それとマイナンバーに関連する個人情報の取り扱いがより以上に厳格化されるということに伴いまして、総務課・町民課・福祉保健課にファイルキャビネット、別に保管するファイルキャビネット15台を設置するために49万8千円、これら合わせて72万8千円の計上となっております。

次に、事業区分、7. 姉妹町交流事業の旅費では、本年度は交換留学生派遣の引率に職員を予定しておりますので、その分を含めて28万円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の津野町交流事業推進協議会交付金では、繰越金での調整が難しくなったことから10万円増で90万円を計上しております。

次に、事業区分、9. 情報管理事業の需用費、修繕料です。これはオーバーホールを必要とするプリンター2台を含めて通常の修繕と合わせまして40万円を計上しております。

その下の役務費の通信運搬料では、国の情報セキュリティ強化の指針に基づき、インターネット回線とLIGWANとの間の情報転送を行うシステムでございまして、昨年までは北海道自治体情報セキュリティクラウドオプション使用料として、使用料及び賃借料ということで計上しておりましたけれども、本年度からは通信運搬費に科目替えをしたもので、この分の103万7千円を含めて206万4千円を計上しております。

その下の委託料の一番下の行、元号改正対応業務では、平成31年5月1日の元号改正に備え、システムの改修を行うということで152万5千円の計上です。

次、58ページ、上の方の事業区分、10. 各種基金積立金の財政調整基金積立金では、定期預金利息分と備荒資金組合超過納付分利息分を合わせて206万7千円の計上になります。

その下のふるさとおもいやり基金積立金では、これは歳入のところでも説明しましたが、ふるさとおもいやり寄付金と同額の積み立てを行うもので、平成29年度実績を基に2,500万5千円の計上をしております。

その下の地域活性化基金積立金では、まちづくりパワーアップ特別対策事業分として町民税の1%分と利息分を含めて242万9千円としているものでございます。

次に、事業区分、11. 社会保障・税番号制度整備事業の委託料、情報提供ネットワークシステム連携保守業務では、マイナンバーに関する各業務の情報提供を行うための連携システムでございまして、その保守業務として45万4千円を計上しております。

次に、事業区分、12. 人事交流事業では、これは平成29年度で2人分の赴任旅費が発生しておりますけれども、本年度では、そんなこともありまして、84万2千円減の79万7千円の計上となっております。

次に、2目の財政管理費の事業区分、1. 財政・出納一般管理事業の一番下の行の委託料、公会計システム保守業務では、国から公会計の統一的な基準が示されておまして、今後、国の基準などの変更に伴いまして、そのシステムを随時改修、またバージョンアップ、これらに対応するため、本年度から保守業務を実施するものとしまして38万9千円の計上です。

次に、3目の財産管理費の事業区分、1. 町有施設維持管理事業の、次のページになりますけれども、60ページの上から5行目、備品購入費、住宅用備品では、近年ボイラーの故障も増えてきていることもございまして、本年度はボイラー2台とストーブ1台分を見込みまして52万円を計上しているものでございます。

次に、4目の公有林管理費の事業区分、1. 町有林管理事業の機械借上料では、作業道の横断管入れ替えや洗掘補修で148万円、また、その下の方の原材料費では、これに関連する砕石や横断管などで153万7千円の計上でございます。

その下の備品購入費の町有林管理用備品では、標準地設定や補助事業現地調査などでの視界確保として林業用の刈払い機2台、16万2千円を計上しております。

その下の乗用車では、現在、町有林巡回車、これ三菱のパジェロでございますけれども、



これ平成7年に導入したもので、かなり老朽化しているということで、山を走るのに4輪駆動も効かないというような状況になりますので、トヨタピックアップトラック、ハイラックスに更新するものとして、さらに農林商工課で直接管理することとしまして387万6千円の計上になります。

なお、すぐ下の公課費および上の方の需用費の車両関係費につきましても、農林商工課の方の管理になりますので、それらの費用となります。

その下の事業区分、2. 町有林整備事業（補助）、ここでは、委託料の造林業務でございます。これは新植7.47ha、<sup>じこしら</sup>地拵え6.79ha、下刈り40.85ha、間伐36.38haなどで3,741万6千円の計上です。

その下の原材料費では、32林班のカラマツ1号苗新植、これが2.83ha、5,660本、それで50万円、34林班4.26ha、8,520本、75万2千円、36林班0.38ha、680本で6万円などで144万4千円の計上となっております。

次に、62ページ、一番上の欄の事業区分、3. 町有林整備事業（単独）の委託料の造林業務では、<sup>やそ</sup>野鼠駆除で231.3ha、これは空中散布45万円、それと風倒木の処理3haで110万7千円、合わせて155万7千円の計上でございます。

次に、5目、保安林管理費の事業区分、1. 保安林管理事業の一番下の行の備品になります。保安林管理用備品では、間伐や事業地面積の少ないところの毎木調査などを自分たちですることになりますけども、超音波デジタル距離計1台導入することとしまして25万4千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分、3. 保安林整備事業（単独）です。これの委託料、造林業務では、野鼠駆除の地上散布110haで30万円、それと保育間伐5.96haで192万4千円、皆伐4.75ha、これが1,091万円、下刈りが0.19haで6万4千円、合計1,319万8千円の計上となっております。

次に、6目の住民活動費の事業区分、1. 広報広聴活動事業の需用費、印刷製本費、これは広報紙の表裏の表紙を毎月カラーにすることで32万6千円増の393万4千円の計上です。

次に、一番下の事業区分、2. 住民活動促進事業の、これ次のページの7行目になります。使用料及び賃借料のLED街路灯借上料では、町内会連協が、先ほど言いました歳入で言いました管理する街路灯407本分のリース料265万1千円を計上しております。

次に、65ページ、7目の住民安全対策費の事業区分、1. 交通安全対策事業の旅費、費用弁償では、交通安全指導員の2年に一度の道東ブロック研修会に参加するため16万4千円増の145万6千円を計上しております。その下の旅費についても引率分が増額となっております。

その下の需用費では、スクールゾーン2か所の更新と回転灯の修繕で23万2千円の計上です。

その下の委託料、交通安全施設等設置維持管理業務では、交通安全看板1か所と横断歩道新設2か所で38万8千円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料のLED街路灯借上料、これは交通安全灯の分でございまして、77基、これのリース料金が81万3千円。

次に、事業区分、2. 防犯等住民安全対策事業の下の方の備品購入費です。これは全国

瞬時警報システム、Jアラートですけれども、受信機では、消防庁から平成30年度内での受信機の更新を求められておりますので、243万円を計上しているものでございます。

次に、67ページ、8目の企画費、事業区分、1. 地方交通対策事業の委託料の高齢者ハイヤー利用サービス業務では、これは自己負担550円、今まで550円ですけれども、300円に制度拡充をするということで39万4千円増の270万4千円を計上しているものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金の地域間幹線系統確保維持事業費補助金では、これは昨日の補正予算のところでも質問ございましたけれども、幹線系統の補助路線として、4路線の内3路線で、平均乗車密度5人未満になるということに加えて、陸別線での経常収益が経常費用の20分の1未満となることなどによりまして、国・道の補助金が減額となることが常態化してきています。これらのことから、従来まで毎年、補正予算の中で対応しておりましたけれども、昨日の指摘にございましたように、本年度からは、中身としては、平成28年度10月から平成29年度9月までの1年間分の実績を勘案しまして457万6千円を計上したものでございます。

その下のバス通学定期運賃補助では、これは99名分1,045万5千円を計上しております。

次に、一番下の事業区分、4. まちづくり推進事業の報酬、行政改革推進委員では、第5次行政改革大綱策定委員会、20名の委員で3回開催を予定しておりますけれども、その経費18万円を計上しております。

次のページの上から7行目、負担金、補助及び交付金のところです。ここの空き家活用定住対策補助金では、平成27年から29年度までの12件と平成30年度の5件を見込み634万2千円を計上しております。

その下の事業区分、5. まちづくりパワーアップ特別対策事業では、町民税の1%活用の事業で、わくわく地域づくり活動支援事業60万円、コミュニティ活動活性化事業20万円、コミュニティ施設整備事業80万円、それと地域活性化チャレンジ事業で80万円、合わせて240万円を計上しております。

その下の事業区分、6. ふるさとおもいやり事業の報償費、寄付者謝礼になりますけれども、これは実績を考慮しまして1,250万円の計上となっております。

その下の役務費の通信運搬費では、寄付額増加およびリピーター率の向上を目的に、今まで本町へ寄付していただいた約4,100名に対しまして、ダイレクトメールを送付し、さらに寄付の追加を図るといいますかPRを図るといふ、それで31万5千円増の46万5千円を計上しているものでございます。

次に、73ページの上の表になります。

3項の1目、戸籍住民登録費、右側の事業区分では、1. 戸籍住民登録事業の委託料、ここの2行目、戸籍事務処理システム機器更新業務では、戸籍事務処理システムが導入後5年を経過し機器の劣化や保証期限が近づいていることから更新するものでございまして、導入に係るデータ移行やシステムセットアップなどのソフト部分で777万6千円の計上。

その下の備品購入費の事務用備品では、これは戸籍総合システムのハード部分で648万円の計上。

さらに、その下の負担金、補助及び交付金の個人番号カード交付事業費交付金では、地

方公共団体情報システム機構に対する交付金で、平成29年度上限通知と同額、先ほど歳入のところで言いましたけども、詳しい情報がありませんので、29年度の上限通知に合わせて100万円の計上をしているものでございます。

次に、下の表の4項、1目の選挙管理委員会関係経費の事業区分、1. 選挙管理委員会運営費につきましては、本年度、北海道市町村選挙管理委員会連合会総会がオホーツク地区開催となることから、旅費をそれぞれ増加計上しているものでございます。

次に、2目の知事・道議会議員選挙費の事業区分、1. 知事・道議会議員選挙執行費につきましては、選挙の準備事務が入りますので、平成31年度とまたがるということになりますけども、本年度分のみで212万8千円を計上しているものでございます。

次に、79ページ、ここからは民生費になります。

3款、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、1. 重度心身障害者医療費助成事業、ここの委託料のコンピュータシステム改造業務でございますけども、これはレセプトの併用化に対応させるための改修費でございますして43万2千円を計上しております。

その下の扶助費の医療費助成では、これは実績額で助成件数が増えていることがございまして84万円増の1,266万円の計上となります。

その下の事業区分、2. 国民健康保険特別会計繰出金では、主に国民健康保険制度の都道府県化に伴いまして、前々年度保険給付実績により各種納付金を算定した結果、財源補填分が解消されたことがございまして、6,159万1千円減の4,040万9千円を計上しております。

その下の事業区分、3. 民生委員活動事業の負担金、補助及び交付金の民生委員児童委員協議会活動費補助金では、昨年は民生委員の道外研修に関する旅費がございましたので、この210万2千円分を減額して155万2千円の計上となっております。

次に、82ページの上の方ですけども、事業区分、8. 障害者等福祉事業の委託料、除雪サービス事業では、対象者が町内会では4世帯、実践会で1世帯分の15万3千円を計上しております。

その下の障害者外出支援サービス事業では、これは対象者3件で、年間延べ48時間のみております。それで2万6千円の計上です。

その下の配食サービス事業では、年間、延べ488食を想定しまして、39万1千円を計上。

その下の扶助費の重度身体障害者交通費助成では、これはタクシーチケットで、対象者が27名、これの内の約70%見込んでおります。それと給油チケットの方では、対象者76名、これは100%見込みです。これらを勘案して128万7千円を計上しております。

次に、事業区分、10. 自立支援サービス事業、ここの一番下の方の扶助費になります。介護給付費では、生活介護の延べ月数の減、それと居宅介護の単価の減などから337万6千円減の9,478万4千円を計上してございます。

その下の訓練等給付費では、共同生活援助利用者が26人から27人に、就労継続支援が19人から25人に増えましたので392万円増の8,602万4千円の計上となっております。

その下の自立支援医療給付費では、人工透析患者の減によりまして15万円減っており

まして、239万1千円の計上でございます。

その下の特定障害者特別給付費では、施設に入所している低所得者を対象に食費と光熱費に対しての給付15名分252万円、それとグループホームに入居する低所得者への家賃補助で、これは人数が27人分292万円、これらを合わせまして544万円の計上になります。

次のページの一番上になります。一番上の行の高額障害福祉サービス等給付費、これは対象分の延べ月数が減ったということがございまして、79万8千円減の212万4千円の計上でございます。

その下の補装具費では、過去5年間の平均により算出しておりまして、207万円の計上でございます。

その下の療養介護医療費では、病院等におけます医療介護に要する費用で、これは4人分で268万4千円を計上しております。

その下の相談支援給付費では、これは利用者が145件に増えたことによりまして17万1千円増の286万5千円の計上になります。

その2行下の障害児通所給付費では、児童発達支援利用者が7名から9名に増えたということと、放課後デイの単価がちょっと上がったということがございまして、46万2千円増の168万円を計上しております。

その下の障害児相談支援給付費では、支援利用計画を作成する件数が30件から43件に増えた。また単価も2万2千円から2万1千円に下がったことなど含めて、差し引きで24万3千円増の90万3千円の計上となっております。

次に、事業区分、11. 地域生活支援事業の委託料、意思疎通支援事業では、意思の伝達に支援が必要な聴覚障害者に対する手話通訳を派遣するというものでございまして、Dプランの24時間分と、それと旅費を見まして10万9千円を計上しております。

その下の移動支援事業では、屋外などでの移動が困難な障がい者の方に対しまして、外出時の支援を行うというもので、身体介護6名、それから身体介護なし5名で154万8千円の計上になります。

その下の負担金、補助及び交付金の手話奉仕員養成研修事業負担金では、北見市で行われます手話講座に町民を派遣するものとして2万4千円を計上しているものでございます。

その下の扶助費の身体障害者自動車改造費助成では、これは1件分を想定しております。1件分で10万円の計上。

それと日常生活用具給付費では、5年平均額で積算しまして133万円を計上。

それとその下の訪問入浴サービス費助成では、公的な制度を利用しても自宅の浴槽で入浴ができない方がおられます。その方に対する町の障がい者に対する支援でございまして、週2回までの利用を上限として1名分をみております。136万8千円の計上になります。

次に、事業区分、13. 福祉団体活動費助成事業の負担金、補助及び交付金のもりの風運営費補助金では、昨年開所した障がい者のグループホーム、これは当初から定員に達することは難しいということがわかっておりましたけども、定員の半数に達するまでの、おおむね3年間程度を見据えて運営費としての限度額200万円を計上しているものでございます。

次に、下の2目の老人福祉費の、これは86ページの上の方になりますけども、事業区

分、4. 老人保護措置事業の老人福祉施設措置費では、老人ホーム入所者の措置費でございまして、昨日もお話しましたけども、昨年1人の方が亡くなったことによりまして1人減で考えております。現在入所者1人、それに新規1人分を見込みまして274万8千円の計上になります。

次に、事業区分、5. 高齢者在宅サービス事業の委託料、ショートステイ事業では、利用者が減ったことによりまして10万3千円減の128万4千円の計上になります。

その3行下になります。移送サービス事業では、訓子府ハイヤー利用の昨年度実績を勘案しまして33万1千円減の311万9千円の計上になっております。

その下の除雪サービス事業では、過去3年間の出勤回数の平均で、町内会・実践会ともに11回分を見込みまして18万2千円減の108万6千円の計上になります。

その下の配食サービス事業では、利用者の増によりまして4,004食を見込みまして320万4千円の計上になります。

その2行下になります。災害弱者緊急通報装置端末設置・撤去業務、これは設置・撤去共に9台分を見込んでおります。それで39万7千円を計上しております。

その下の災害弱者緊急通報装置通信相談業務とその下の災害緊急通報装置機器保守業務では、実績を勘案しまして45台分を見込み、それぞれ減額で計上するというようにしております。

その下の扶助費、高齢者住宅改造費助成では、これは3件分を想定し、54万円を計上しております。

次に、事業区分、6. 介護保険特別会計繰出金では、介護給付費および予防給付、さらに低所得者保険料軽減事業などに要する費用の増により134万円増の8,422万2千円の計上でございます。

次に、事業区分、7. 介護予防支援事業の委託料のサービス計画、これはケアプランです。作成業務では、要支援者の内、介護保険会計地域支援事業で対象者見込みが290件に減ったということから46万5千円減の119万1千円の計上でございます。

その下の運動指導等業務では、実績から昨年度の2分の1で25万円を計上しております。

次に、事業区分、8. 後期高齢者医療費では、これは平成28年度の給付費に対する負担割合実績を勘案しまして、それに総医療費が減ったということがございまして511万3千円減の7,294万円を計上しております。

次に、事業区分、9. 後期高齢者医療特別会計繰出金では、これは平成30年度の保険料改定に伴う保険料の増額、これに伴いまして、保険基盤安定化繰出金の増、さらにシステム改修などがございまして393万7千円増の2,989万4千円の計上でございます。

次に、87ページの3目、温泉保養センター費の事業区分、1. 温泉保養センター管理運営事業の需用費の修繕料では、これは外壁補修で35万円、自販機室の流し台の修繕、これで18万6千円、これらなどを見込みまして86万9千円を計上しているものでございます。

その下の委託料の3行目、清掃管理業務では、月一回の休日特別清掃と閉館後の後片づけや翌日の準備作業に作業時間を1時間延長したということがございまして73万4千円

増の1, 172万9千円を計上しております。

その下のボイラー洗缶業務では、これは隔年実施しているもので1基分16万2千円を本年は計上しております。

その2行下の自動券売機保守点検業務では、機器導入後2年が経過し、点検のみの作業となるということもございまして8万3千円減の12万2千円の計上です。

次に、下の表の2項、1目、児童福祉総務費、これの事業区分、1. こども医療費助成事業の次のページになりますけれども、上から4行目の扶助費、医療費助成では、実績件数の増によりまして44万4千円増の1, 488万円の計上になります。

次に、事業区分、2. 子育て支援事業の負担金、補助及び交付金の広域入所負担金では、収入のところでもお話ししましたがけれども、北見市への委託入所で1名分119万4千円を計上しております。

その下の多子世帯保育応援補助金では、昨年度実績から第2子の3分の2補助で43名、486万6千円、それと第3子28人、554万5千円、さらに3歳未満の第2子以降で28人、591万4千円、それと非課税世帯第2子以降11名、58万2千円、これらの合計で1, 690万7千円を計上しております。

次に、2目のひとり親福祉費の事業区分、1. ひとり親家庭等医療費助成事業の扶助費、医療費助成では、月平均75件を見込み243万6千円を計上しております。

次に、3目の児童措置費の事業区分、1. 児童手当支給事業の扶助費、児童手当費では、0歳から3歳までが延べ1, 100人で月単価1万5千円、それと3歳以上小学生までの第1子、第2子が延べ3, 270人の月単価1万円、同じく3歳以上小学生まで第3子以降が延べ720人の月単価1万5千円、中学生が延べ1, 200人の月単価1万円、最後に所得制限以上が延べ600人の月単価5千円、これらを合計して児童手当の分では7, 500万円を計上しているものでございます。

次に、一番下の4目、児童センター費の事業区分、1. 児童センター運営事業の、これ次のページの上から2行目になりますけれども、賃金のところでは、特別支援員の賃金では、発達障害児がこの頃増加傾向にあるということから、新たに1名の支援員を増員するもので203万3千円を計上しております。

下の方の備品購入費では、保育用備品として、一輪車用ラック1台と特別支援児用の座卓1台で10万1千円の計上でございます。

次に、事業区分、2. 児童センター維持管理事業の委託料の清掃業務では、熱交換式換気扇の清掃作業を行うもので14万6千円を計上しております。

一番下の家具製作業務では、遊戯室前の下駄箱が30人分しか今現在ございませんので、85名の来館に対応するために下駄箱2台を増設したいということで、それと段数を増やす改造というんですかね、それをするために36万2千円を計上してございます。

次に、97ページ、ここからは、4款、衛生費になります。

4款、1項、1目の事業区分、1. 地域医療対策事業の報償費、地域医療報償金では、前年同様、訓子府クリニックおよび湯本歯科医院に対する地域医療確保や協力に対する報償として1, 116万円の計上になります。

その下の負担金、補助及び交付金の在宅当番医制運営事業負担金では、1市2町で構成するこの事業の負担金でございまして14万8千円を計上しております。

その下の北見地区医療問題協議会負担金では、北見歯科医師会助成と看護学校生徒の就学奨励支援として、協議会の運営費で12万円を計上しているものでございます。

次に、事業区分、4. 妊婦健康診査事業では、対象人数が30人を見込んでおまして42万7千円減の255万9千円の計上でございます。

次に、事業区分、5. 保健福祉事業の扶助費の精神障害者等通院交通費助成では、交通費の2分の1を助成するものでございまして、該当者64人を見込んでおります。それで30万円の計上。

同じく、その下の特定疾患患者等通院交通費助成では、これは30人を見込んで、これも30万円の計上です。

その下の訪問看護利用者交通費助成では、これは利用者15人分を見込みまして18万円の計上です。

次に、100ページ、事業区分、7. 水道事業助成事業の負担金、補助及び交付金の水道事業会計補助金では、4事業分の起債償還に対する補助でございまして、2,035万2千円と1人分の児童手当分12万円、これを合わせまして2,047万2千円の計上ということです。

その下の投資及び出資金では、公営企業繰出基準によりまして、本年度は南7線、それと道道北見置戸線若富工区、これの老朽管の更新で2,472万5千円の計上でございます。

次に、事業区分、8. 特定不妊・不育症治療費助成事業の扶助費、特定不妊治療費助成では、これは2組分で2回、60万円を計上しております。

その下の不育症治療費助成では、これは1組1回分として10万円を計上しております。

次に、事業区分、9. 未熟児養育医療費助成事業の扶助費、未熟児養育医療費助成では2人の2か月で40万円を計上しております。

次に、事業区分、10. 発達支援事業の委託料の北見市子ども総合支援センターきらり発達支援事業では、新規分が増えたことによりまして165万7千円の計上。

次のページの上から2行目の扶助費の通園費助成では、これは9名分をみています。9名分で15万4千円の計上ということになります。

次に、2目の予防費になります。事業区分、1. 健康診査事業の一番下の行の委託料では、昨年まで後期高齢者健康診査と町民健康診査が別々に表記しておりましたけれども、今年から健康診査業務に統一したものでございまして、内容は高齢者の分で77万6千円、町民一般で54万8千円、合計132万4千円の計上になります。

次に、事業区分、2. 予防接種事業の委託料、予防接種業務では、これにつきましても高齢者インフルエンザ予防接種と成人用肺炎球菌予防接種の項目を統一し、予防接種業務としたものでございまして、高齢者インフルエンザ予防接種で1,205人、これで324万7千円、それと成人用肺炎球菌予防接種で299人の168万円、合わせまして492万7千円の計上になります。

次に、事業区分、3. 検診・検査事業の委託料につきましても、昨年度までは10項目の検診がございましたけれども、これについても項目を検診業務に統一したものでございまして、胃がん検診でピロリ菌の検査も含めましてですね、胃がん800人、419万8千円、次に、肺がん545人で85万5千円、次に、肺ヘルカルCT、これは50人で42

万2千円、大腸で540人で81万2千円、前立腺がん、これは160人で38万1千円、乳がん、これは集団検診の方が120人、個別検診が50人、これらを合わせて95万2千円、それと子宮がん検診では集団検診が295人、個別検診が90人、合わせて153万2千円、骨検査では80人で16万5千円、エキノコックス120人で14万9千円、最後になります。肝炎ウイルス30人で10万円、これら全部合わせて956万6千円の計上となっております。

次に、事業区分、4. 健康相談・健康教育事業の報償費、講師謝礼では、健康月間事業および食生活改善推進員養成事業の講師個人への謝礼になりますけども、15万6千円の計上。

次のページの上から9行目の委託料のところでは、ここで、講演業務では、健康に関する姿勢学に関する講演会を開催予定で26万3千円を計上しております。

次に、事業区分、6. 子ども予防接種事業の委託料、予防接種事業では、これは昨年度まで13項目の、これも同じく予防接種に分かれておりましたけれども、一つに統一したものでございまして、それぞれの予防接種の対象者数が減ったということがございまして37万2千円減の605万8千円の計上でございます。

次に、105ページの3目、環境衛生費の事業区分、1. 葬斎場維持管理事業の需用費の修繕料では、昨年度は1号炉の台車の修繕がございましたけども、本年度は通常の修繕のみの計上となっております。

その下の委託料、電気・計装保守点検業務では、3年に一度の火葬炉設備点検でございまして、今年は46万5千円を計上しております。

その下のリフトキャリア台車保守点検業務、これについても3年に一度の電動台車の専門点検でございまして、32万4千円を計上しております。

その下の事業区分、2. 墓地維持管理事業では、昨年は合葬墓建設がありましたので、その分が大きく減額となっているものでございます。

その下の4目の環境対策費、事業区分、2. 地球温暖化防止対策事業の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入補助金では、町内の設置希望者が減ったということもございまして、5戸分、これは今までと同じで1kwhあたり7万円の4kwh、その5戸分で140万円を計上しております。

その下の再生可能エネルギー施設設置補助金では、平成26年度からの太陽光エネルギー設置者に対して固定資産税相当分の4分の1を3年間にわたり補助するというものでございまして、25、26年度の設置者の補助期間が終了したということがございまして、103万8千円減の150万5千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の事業区分、3. 地熱エネルギー利用施設維持管理事業の、次のページの一番上の表になりますけども、需用費の修繕料、これは既存の温泉の源泉ポンプ、3台の内2台の交換と継手じんかひなどの交換で78万円を計上しているものです。

次に、下の表の2項、1目の塵芥じんがい処理費の事業区分、1. 塵芥処理事業の委託料になります。一般廃棄物収集運搬業務のこの二つにつきましては、3年間の長期継続契約ですので、それぞれ同じ額を計上してございます。

その下の生ごみ処理業務では、置戸堆肥供給センターでの生ごみ処理で、これは実績から勘案し、年間190tを見て、307万8千円を計上しております。



その下の可燃ごみ処理業務では、北見市の廃棄物処理場での焼却処理で実績を勘案し440t、処理単価は2万7,061円、それからですね、3万374円に12.2%上がったということもございまして、それらを見込んで1,336万5千円を計上しております。

その下の資源ごみ処理業務では、留辺蘂のリサイクルセンターでの処理でございまして、留辺蘂外2町の負担割合で572万3千円、それと北見市廃プラ処理センター分では32tで273万5千円、合わせまして845万8千円を計上しております。

その2行下になりますけども、廃棄物処理場技術管理業務で、これは弥生にあります旧ごみ処理場の閉鎖までの間、汚水処理の管理で今年は原水のSS濃度測定、鉄分の測定ですけれども、これをさらに付加するという、原水の方の検査を付加するというもので13万円増の440万7千円の計上になります。

一番下の負担金、補助及び交付金の留辺蘂町外2町一般廃棄物広域処理負担金、これにつきましては、最終処分場整備および運営事業償還で2,726万4千円、アドバイザー業務472万9千円、それと普通交付税分配当金相当額、これを差し引くんですけれども、1,411万5千円、これらを差し引きしまして1,787万8千円の計上となっております。

次に、109ページ、2目、し尿処理費の事業区分、1.し尿処理事業の委託料、スクラムミックス事業し尿等処理業務では、平成29年度から常呂自治区の搬入が始まった、入ったということから応益割の負担率が14.36%から13.54%に下がったということもございまして、1,036万5千円を計上してございます。

その下の事業区分、2.し尿処理施設整備事業の負担金、補助及び交付金のし尿処施設整備事業負担金では、スクラムミックス事業の施設整備に係る北見市および置戸町の借入金に対する本町の負担分で143万7千円を計上しているものがございます。

次に、111ページの5款、労働費、これにつきましては、昨年度と大きく変わりませんので省略させていただきます。

次に、113ページ、ここからは、6款、農林水産業費になります。

まず、6款、1項、1目の農業委員会費の事業区分、1.農業委員会運営費の報酬では平成29年度の報酬引き上げに伴いまして684万円の計上となります。

その下の旅費では、委員の道外研修などの実施により233万8千円増の268万円を計上しております。

次に、事業区分、3.事務局費の旅費の普通旅費では、委員の道外研修に伴う随分などでございまして、13万7千円増の23万5千円の計上でございます。

一番下の方の負担金、補助及び交付金の農業担い手対策推進協議会負担金では、昨年まで別の事業区分の中で計上しておりましたけども、事務局費の中に統合したものでございまして、本年度は農業後継者の出会いの場として婚活イベントを継続することといたしまして、参加者増などを見込んで20万円増の100万円の計上となります。

その2行下の農業生産法人育成事業補助金では、これについても昨年度まで農地所有適格法人育成事業として計上しておりましたけども、事務局費の中に統合したもので、内容等については変わっておりません。

次のページ、3目、農業振興費の事業区分、2.農業振興事業の負担金、補助及び交付

金の4行目になります。特産園芸作物作付維持事業費補助金、これは「訓子府メロン」を商標登録し、メロン振興会を中心に新規作付の掘り起しを図るといったような目的でございまして、苗代やハウスの増反、花粉交配蜜蜂確保支援などの事業に対して助成を行うものとし91万5千円を計上しております。

次に、事業区分、3. 農業後継者育成事業の委託料、くねっぶ農業未来づくり試験委託業務、これは、たまねぎに関する極早生品種等の早期出荷のための実用的な技術体系に向けた研究を行うということで100万円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金では、昨年は農業後継者海外視察研修に対する農業後継者育成事業補助金がございましたけども、本年度は計画がございません。

その下の新規就農者等支援助成金では、就農の経営体に対する助成は、昨日もお話しましたが、昨年9月で終了し、農地の賃貸借の5年間のみ残り2分の1助成として1万1千円を計上しているというものでございます。

次に、事業区分、4. 農業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の4行目、北見地区農業振興連絡協議会負担金、ここでは、ジャガイモシロシストセンチュウ侵入防止対策分9万4千円を増やしまして96万2千円を計上しているものでございます。

次に、118ページ、事業区分、7. 農業次世代人材投資事業では、昨年度まで青年就農給付金事業の名称でしたが、補助制度上の名称が変わったというもので、中身的には変わっておりません。

その下の4目、畜産業費の事業区分、2. 畜産振興事業で、委託料、畜産担い手育成総合整備事業では、本年度は農業者の草地整備、これは5件で14.3ha、測量が10.87ha分、これを行うとして、公社への委託費500万2千円の計上となっております。

次に、119ページ、5目、農業基盤整備事業費の事業区分、1. 農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の北海道土地改良事業団連合会負担金では、会員割の一般賦課金で4万円、事業費割の特別付加金、4事業分で85万5千円、合計89万5千円を計上しております。

その下の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、面工事としての区画整理5.3ha、暗渠排水41ha、土層改良が18.3ha、これら合わせまして事業費2億400万円に対して負担金3,468万円の計上となっております。

その下の道営柏丘北地区農地整備事業（一般農道）負担金では、これは南7線道路改良・舗装工事で改良1,200m、舗装882m、測量試験・用地補償で事業費2億2,200万円、これに対しまして、負担金が4,995万円の計上でございます。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業負担金では、これは面工事として区画整理で2.9ha、暗渠排水で14.6ha、測量試験費等で事業費が1億円、これに対して負担金1,700万円の計上となります。

その下の道営訓子府川南地区農地整備事業負担金では、永井の沢排水工事が排水工100m、それと用地補償、営農飲雑用水の測量試験費のアロケーション分を合わせ5,100万円、それと面工事として区画整理33ha、暗渠排水1ha、土層改良30ha、これらを全部合わせますと、総事業費で2億5千万円、それに対する負担金が4,300万8千円という状況になります。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業（基幹水利施設整備）負担金では、改良部分

で300m、測量試験用地補償などで、事業費でいくと2億7千万円、これに対して負担金が6,075万円の計上となります。

その下の道営訓子府北東地区農地整備事業、これは新規地区で、本年は測量試験費として9千万円、これに対して負担金が1,530万円の計上となります。

その下の道営訓子府中央一期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、これは面事業で区画整理20ha、暗渠排水12.9ha、土層改良3ha、それと測量試験と用地補償ということで、事業費で7,500万円に對しまして、937万5千円の負担ということです。また、ここは用水路工事が550mと測量試験費、用地補償ございますけども、この事業費は2億円になりますけども、これは土地改良区の事業になりますので、うちの方の予算としては出てこないというものになります。

その下の道営訓子府中央二期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、これは面事業の区画整理で10ha、暗渠排水で5ha、土層改良で8ha、それと用地補償で、事業費でいけば8,500万円、それに対して負担金が1,062万5千円の計上となります。

また、これにつきましても、先ほど今言いました用水路の測量試験費、5,934m分ございますけども、この9千万円は土地改良区の負担ということで、うちには出てこないということになります。

その下の道営置戸地区農地整備事業負担金では、これは置戸町で行われています道営事業の本町の参加者3名分の客土1.08haのパワーアップ事業分の負担金で6万5千円を計上しております。

その下の農業経営高度化促進事業促進費負担金では、中央一期・二期地区、今お話ししました用水路整備事業で2億9千万円に対する促進費、それに加えて、道と本町のパワーアップ分、合わせて訓子府土地改良区へ負担するもので985万円を計上しております。

その下の事業区分、3. 下水道事業特別会計繰出金では、下水道会計の収支不足分を繰り出すもので436万1千円減の8,905万4千円を計上しております。

その下の事業区分、4. 集落営農活動支援事業の負担金、補助及び交付金の多面的機能支払交付金事業補助金では、本年度の対象面積、田75%、単価で55.48haで、ヘクタール当たり3万7,400円、同じく田の100%単価分では7.7haで単価が4万2,200円、畑75%の単価分が1,424.67haで単価が1万3,600円、同じく畑の100%の方の単価では、4,575.18ha分で1万4,800円、それと最後草地になりますけど、草地が75%分が5.98haで単価2,200円、同じく100%分の単価で51.78haで2,500円、これら合計しますと今年は8,963万1千円の予算となるというものでございます。

○副議長（西山由美子君） 副町長、すいません。

第6款、途中でですけども、ここで昼食のため、休憩といたしたいと思います。

午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

午前中、休ませていただきまして、西山副議長が進めてまいりましたけれども、午後については、私の方で会議を進めていきたいと思っております。

また、山田代表監査委員から本日午後欠席する旨の報告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、一般会計予算の継続説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは121ページの真ん中以降になります。

7目の牧場費、そこのですね、右側にいきまして、一番下の方になりますけれども、事業区分、2. 牧場管理運営事業、そしてさらに次のページにまたがりますけれども、次のページの6行目の需用費のところですが、消耗品費では、主に十勝清水からの牛の受け入れに関連しまして、草地への肥料散布量が増えたということもございまして、80万5千円増の638万5千円を計上してございます。

一番下の方の備品購入費では、これは老朽化しております3m幅のモアコンディショナー1台432万円を計上しているものでございます。

次に、125ページ、6款、2項、2目の林業振興費の事業区分、1. 有害鳥獣駆除事業の一番下の方の委託料、エゾシカ<sup>ざんし</sup>残滓処理業務では、運搬と処理目標頭数200頭分を当初見込んでおります。昨年同額の179万3千円を計上しております。

下の方の負担金、補助及び交付金のところの訓子府鳥獣被害防止対策協議会負担金では、これは、くくり罠10個購入と狩猟免許2名、わな猟免許5名、エゾシカ捕獲分200頭で87万1千円をこの部分では計上しているものでございます。

その下の事業区分、2. 民有林振興事業費の負担金、補助及び交付金の民有林振興事業費補助金では、これは除間伐30ha、造林10.2haで234万7千円の計上でございます。

次に、事業区分、3. 林業振興一般事業の委託料、森林所有者情報システムデータ整備（機能追加）業務では、これは平成31年度から運用が開始されるものでございまして、林地台帳制度に合わせ既存の森林所有者情報システムに林地台帳機能を追加するというものでございまして、地籍図と基本図に航空写真をぶつける。レイヤと言いますが、そういうシステムでやるもので、歳入のところでもお話しましたように75万6千円を計上しているものでございます。

次に、129ページ、ここからは7款の商工費になります。

7款、1項、2目の商工業振興費の事業区分、1. 産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費負担金では、これは前段でもお話しましたが、昨年度のイメージキャラクターの着ぐるみを去年ありましたので、今年はないということがありまして、元に戻って190万円減の1千万円の計上ということです。

その下の事業区分、2. 商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の5行目、住環境リフォーム促進事業補助金では、町内の登録者を利用して住環境リフォームを行った場合の一部にメロンスタンプ商品券で助成するという制度でございまして、本年度は40件分で400万円を計上しております。

その下の訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、これは店舗新築または店舗活用の支援でございます、これは1件分で300万円をみてございます。

その下の訓子府町店舗改修事業補助金では、ここでは5件分を見込んで250万円の計上でございます。

その下の訓子府町商工業後継者育成補助金では、これは商工業経営を後継する者が、その事業所に就業し、町内に住所を有するという場合、本人に助成するもので、これは1件分をみて20万円を計上しているものでございます。

その下の訓子府町商工業就労補助金では、町内の企業や本町出身者の新卒者を新たに企業が正規雇用として従業員を雇い入れた場合というような条件の、企業や本人に20万円を助成するもので、これは1件分、企業の方20万円を計上しているものでございます。

次に、131ページ、ここからは土木費になります。

これは下の表の8款、2項、1目の車両運行管理費の事業区分、3. 除雪車両運行管理事業の需用費の車両消耗品では、これは昨年度は土木車両のスパイクタイヤの購入本数が多かったことがございますので、本年度はその分が減っております、229万9千円減の343万円の計上でございます。

その2行下の車両修繕料では、これにつきましても、昨年度は主にグレーダーの修理や車検が重なったということがございまして、今年はなく、302万円減の261万円の計上でございます。

なお、その下の方の手数料、これ次のページにまたがりますが、上から3行目、自動車重量税につきましても、これについても車検に伴うものですので、その分が大きく減っているということをご理解いただきたいと思います。

次に、133ページの下の方になります。

8款、3項、2目の道路維持費の事業区分、1. 町道維持管理事業の需用費の修繕料になります。これは北栄南11線ほか4本と市街地の舗装補修を計画的に進めるほか、歩道や縁石などの地域要望箇所の修繕、さらには区画線の補修、側溝補修などで昨年同額の1,950万円を計上しているものでございます。

その次のページの2行目、委託料になります。道路側溝清掃業務では、本年度は市街地区の東側、それと実践会地区の管渠清掃を行うもので516万9千円を計上してございません。

次に、3目の道路新設改良費の事業区分、2. 末広団地南3条道路整備事業の工事請負費では、これは末広の団地の中にあります道路で、改良舗装で61m、幅員4mの道路整備を行うもので900万円を計上しております。

その下の4目、橋梁維持費の事業区分、1. 橋梁維持管理事業の委託料、橋梁長寿命化修繕計画策定業務では、これは道路橋の10年間の修繕計画を策定するもので、対象橋梁100橋で850万円の計上でございます。

その下の工事請負費の橋梁長寿命化修繕計画橋梁修繕工事では、これは穂波橋、それと笠野橋、これは西富です。柏丘の7線のそばといいますか、あの辺の、この3橋の修繕で4,150万円の計上でございます。

次に、137ページ、上の表、4項、1目の河川総務費の事業区分、1. 河川維持管理事業の使用料及び賃借料の機械借上料では、これは市街地区普通河川の土砂上げや実践会

地区の雑木の処理、さらには28年度に被害を受けた河川の護岸補修、残っている護岸補修のための機械借上げとして377万8千円の計上でございます。

次に、事業区分、2. 河川改修整備事業の河川改修整備工事では、これは西訓川護岸補修60m、川北排水川の川底補修で20m、これで二つで500万円を計上しているものがございます。

次に、下の表になります。

5項、1目の公園費の事業区分、1. レクリエーション公園維持管理事業の、次のページにまたがりますけれども、上から3行目の委託料のところになります。140ページの上の方です。公園内樹木管理業務では、カイガラ虫防除および雑草の一斉除草で33万7千円の計上。

それと下の方になります原材料費の修繕原材料では、これは芝桜の苗木、1万6千鉢などで202万1千円を計上しております。

その下の備品購入費のバッテリーカーでは、これは今年が一番利用の多いアンパンマンカーの2人乗り1台を更新するもので89万7千円の計上でございます。

次に、141ページ、上の方になります。

6項、1目、住宅管理費の事業区分、1. 町営住宅維持管理事業の備品購入費、これは公営住宅の一部の備付備品であるストーブおよびボイラーの経年劣化による修理不能に備えて、昨年同様、ストーブ4台、ボイラー2台を購入するものとして88万円を計上しております。

次に、2目の住宅建設費の事業区分、1. 幸栄団地整備事業の委託料の耐力度調査業務では、これは昭和58年建設の1棟4戸の改修工事に交付金を充てることを想定しまして、耐力度調査として180万円を計上しているものがございます。

その下の工事請負費の幸栄団地公営住宅建設工事では、これは木造平屋建て2LDK1棟4戸、駐車場整備14台分で8,400万円の計上でございます。

その下の幸栄団地公営住宅改修工事、これは昭和58年建設の1棟4戸の内部改修で断熱窓の取り替え、3か所の給湯、ユニットバスなどで2,700万円の計上でございます。

その3行下の方の補償、補填及び賠償金の、これは動産移転料になりますけれども、これは西幸町の住宅の移り替えを想定して10戸分を見ております。それで90万円を計上しております。

次に、事業区分、2. 公営住宅改修事業の工事請負費の穂波団地公営住宅改修工事では、これは1棟8戸の外壁と屋根の改修、これで1,650万円の計上でございます。

次に、145ページ、ここからは消防費になります。

9款、1項、1目の消防組合費総体では、183万7千円増の1億7,868万9千円となっておりますけれども、その主な原因の中身につきましては、193ページをお開き願いたいんですけども、ここに内訳、ここの表から後ろに書いてありますけれども、193ページの、まず、3款、1項、3目、事業区分、1. 職員給与費では、職員の給与改定に伴う給料と手当の率の改定によりそれぞれ増ということになってございます。

その下の事業区分、2. 消防行政一般経費の旅費の普通旅費では、新規採用の職員の消防学校入校や同校の救助科への入校を含めて83万2千円の計上でございます。

その下の消耗品費では、これも新規採用職員の制服、夏用の活動服、雨具の更新などを

含み31万8千円増の139万4千円の計上となっております。

その下の役務費の手数料では、救急ワークステーション研修に際しまして、各種感染性の抗体の検査が求められている。必須条件であるということから36万6千円増の59万円を計上しております。

下の方の負担金、補助及び交付金の負担金ところの、大型自動車免許取得に要する者は去年採用と今年採用の職員2人分の経費を含めて52万6千円増の62万7千円を計上しているものでございます。

次に、196ページ、事業区分、6. 消防業務費の備品購入費では、耐用年数15年を経過した空気呼吸器4基を更新するものとしまして115万3千円の計上になります。

次に、その下の事業区分、7. 救急業務費の役務費、手数料では、酸素ボンベや除細動器などの点検分として24万2千円を、それと消防施設運営管理費から変更したことにより29万4千円の計上となっております。

その下の委託料では、気管挿管病院研修に伴う経費を含めて、これは29万円増の32万8千円の計上。

その下の備品購入費では、気道確保用スコープ1基の更新で29万2千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分、8. 消防施設運営管理費の需用費、消耗品では、これはスパイクタイヤの購入分が去年ありましたので、その分が減ったということで43万3千円の計上になります。

その下の役務費の手数料では、昨年度は主に無線基地局関連の法定手数料と救急資機材の点検手数料などがありましたので121万2千円減の本年は22万2千円の計上ということになります。

一番下の備品購入費では、これは洗濯機と掃除機を各1台購入するというもので15万4千円の計上となります。

次に、197ページ、下の表、2項の3目、訓子府消防団費です。団費の事業区分、3. 消防業務費の備品購入費では、これは消防用ホース10本の更新で36万8千円を計上しております。

次に、事業区分、4. 消防施設運営管理費の需用費の消耗品費では、昨年度、分団の車のタイヤ購入がありましたので、96万7千円ほどありましたので、その減で43万6千円の計上でございます。

次に、200ページ、事業区分、6. 消防団活性化推進事業の需用費の消耗品費、これでは、団員の活動服を2年計画で更新を考えておりますので、それを含めて92万5千円増の157万2千円の計上でございます。

次に、下の表の3項の3目になります。訓子府消防施設費の事業区分、2. 消防施設維持管理経費の需用費の修繕料、これは、照明器具LED化の取り替えを含め11万8千円増の50万4千円の計上でございます。

その下の負担金、補助及び交付金の負担金では、消防庁舎前の消火栓の更新分がありまして、100万円増で110万円の計上をしてございます。

次に、201ページの上の表の4款、公債費、1項、1目の事業区分、1. 消防組合償還元金では、平成24年度と25年度の2か年で実施した消防救急デジタル無線整備事

業に係る償還元金 1, 430万1千円と平成26年度から平成28年度までの消防本部庁舎建設償還元金414万円を合わせた7本の借りに係る償還元金として1,844万2千円を計上しているものでございます。

次に、2目の利子、事業区分、1. 消防組合償還利子では、これは同じ事業の他の元金償還と平成24年度以降に整備した無線遠隔サイレンデジタル化事業、それや消防本部庁舎建設費の借りに対する利息として44万4千円の計上でございます。

次に、下の表の一番下の9款、1項、2目の組合共通経費の事業区分、1. 組合共通経費の一部事務組合負担金では、これは人口割30%で246万2千円、準市街地割が30%で319万5千円、それと財政割が40%で617万4千円、それに加え、通信員の人件費分78万1千円、それらの合計で1,261万2千円の計上となっております。

それでは、145ページに戻っていただきまして、次、2目になります。

2目、水防費の事業区分、1. 水防対策事業の原材料になります。本年度は整備計画に基づきまして、土のう袋2千枚分を買うということで27万3千円を計上しております。

次に、3目になります。災害対策費の事業区分、1. 防災対策事業の報償費では、これは自主防災組織育成などのため、先進地の組織代表などを招いて自主防災組織育成の講演会の講師謝礼として3万円を計上しているものでございます。

それと消耗品では、これ第2次訓子府町緊急物資等備蓄ガイドラインによる災害用アルファ米のほか、防災訓練用の消耗品などを含め74万4千円の計上でございます。

一番下の方の自主防災組織育成支援事業補助金では、本年度は自主防災組織の防災訓練実施の支援のために20万円を計上しているものでございます。

次に、147ページ、ここからは、教育費になります。

まず10款、1項、2目、一番下の行になりますけれども、事業区分、4. 学校教育等一般事業の、次のページになります。これの上から6行目、報償費、講師謝礼です。これはコミュニティスクール推進委員の講習会を開催するものとして2回分の20万円を計上しております。

その10行ほど下の方になりますけれども、使用料及び賃借料のところのバス借上料、これは、コミュニティスクール推進委員の日帰り研修で、これは2回分を見ております。21万6千円の計上です。

その下の負担金、補助及び交付金の5行目、第9地区教科用図書採択教育委員会協議会負担金では、本年度は道徳の教科書のための協議会立ち上げで1万1千円の計上でございます。

その下の社会科副読本編集委員会交付金では、これは昨年度から協議してきておりますけれども、本年度は副読本を完成させると、印刷もですけれども、完成させるために215万9千円を計上しております。

その下の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、主に入学者が増えていることから、通学支援および就学旅行支援などが増え、293万4千円増の1,636万7千円の計上となっております。

その下の北海道訓子府高等学校創立70周年記念事業協賛会助成金では、記念式典、記念誌発行などの経費として70万円を予定しております。

次に3目のスクールバス運行費の事業区分、1. スクールバス運行事業の需用費、車両



消耗品では、昨年度はスクールバスのタイヤ購入があったということもありまして、大きく159万2千円減の今年は149万7千円を計上しているというものです。

次に、151ページ、今度は下の表になります。

2項の、ここは小学校費です。1目、学校管理費の事業区分、1. 臨時講師配置事業、ここの賃金では、訓小の臨時講師2名、それと支援員2名、それと居小の臨時講師兼支援員が1名、これは昨年同様ですけれども、029万円の計上となります。

次に、事業区分、3. 学校維持管理事業の需用費の修繕料、ここでは、訓小のグラウンド西側のターザンロープ遊具の改修、それと食堂の蛍光灯72本の交換、それと居小の居小の屋内消火栓の修繕などによりまして71万3千円増の251万3千円の計上となります。

次のページの6行目、委託料、学校樹木管理業務では、昨年度、樹木診断に基づきまして、17本の樹木の剪定や治療を行うものとしまして、診断に基づきまして、110万2千円の計上となっております。

一番下の行の劣化診断業務では、小学校2校の長寿命化計画策定のための総合的劣化診断を行うものとして114万5千円の計上でございます。

次に、事業区分、4. 学校管理一般事業の一番下の方の備品購入費、工具等備品では、訓小のデジタル児童体重計1台とCDプレーヤー1台、10万円を計上してございます。

次に、155ページ、2目、教育振興費の事業区分、1. 教育振興事業の委託料の子ども劇場開催業務では、昨年度までは下の方の教育振興事業交付金の中に含んでおりましたが、本年度からは独立といたしますか、委託料に計上するものとしたもので、内容は今年小学校は音楽鑑賞ということで25万円を計上しております。

その下の備品購入費の教科用教材では、訓小ではデジタルキーボード2台、顕微鏡6台、実験用てこ1台、居小のデジタルカメラ1台などで61万1千円を計上しております。

その下の特別教科用教材では、訓小のトレーニングタイマー、跳び箱のロイター板、ミシン、居小では二人用の鉄棒、ミシン、ブックトラックなどで72万3千円を計上しております。

その下の児童用図書では、基準蔵書数に近づけるために訓小では今年280冊で42万円、居小では100冊で15万円、合計57万円を計上しております。

その下のスクールバンド用楽器では、チューバ1台で57万4千円の計上です。

次に、事業区分、2. 遠距離通学対策事業の負担金、補助及び交付金の遠距離通学費補助金では、居小の通学分だけですけれども、その通学距離が学校から2.5km以上の子どもに対する補助で、対象者は今3人おります。その3人分で6万8千円の計上となっております。

次に、事業区分、3. 就学援助・奨励事業の扶助費、特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級に在籍する児童に対する就学奨励費で、認定見込数が15名分見しております。それで65万8千円の計上となります。

その下の要保護・準用保護児童就学奨励費では、本年度認定見込数で要保護は0人、準要保護42名、その経費が392万5千円を計上しております。

次に、下の表の3項、ここからは中学校費です。

1目、学校管理費の事業区分、1. 臨時講師配置事業の賃金では、臨時講師1名、特別

支援の支援員が2名、これも前年同額で614万円の計上です。

次に、158ページ、上の方になります。

事業区分、3. 学校維持管理事業の需用費の修繕料、これは主に、食堂の音響設備の修繕、それと図書室の電気設備修繕およびパネルヒーター修繕、これ中学校です。体育館放送設備修繕などで464万9千円の計上でございます。

その6行下の委託料の学校樹木管理業務、これは今年は東側の樹木の剪定を行うもので57万6千円の計上でございます。

その下の校舎等特別清掃業務では、本年度は2階を中心に行うこととして123万9千円の計上になります。

一番下の劣化診断業務では、小学校同様、長寿命化計画策定のため、総合的劣化診断を行うものとして、中学校分としては98万3千円の計上となります。

その6行ほど下の備品購入費です。校具等備品では、図書室のパネルヒーター3台と4列5段というんですかね、その回転書架、これ1台で19万7千円を計上してございます。

次に、事業区分、4. 学校一般管理事業、これ次のページにまたがりましても、9行目の備品購入費になります。校具等備品では、これは掃除用具ロッカー4台12万8千円を計上しております。

そして、次に、2目の教育振興費の事業区分、1. 教育振興事業の委託料、子ども劇場開催業務、これは小学校費と同様、昨年度まで教育振興事業交付金の中に含んでおりましたけども、本年度から分離してというか、独立して委託料に計上したもので、中学校では今年芸術鑑賞、小学校は音楽でしたけども、中学校は今年芸術鑑賞で40万円を計上しております。

その下の備品購入費の特別教科用教材では、方眼黒板、それと教育用アイパッド、タブレットといえますか、それと洗濯機、プリンター、書画カメラで62万7千円の計上となっております。

その下の生徒用図書では、基準蔵書数に近づけるため、中学校は140冊21万円を計上しております。

その下の部活動用品では、吹奏楽部の、これはビブラフォン1台72万9千円の計上になります。

次に、事業区分、2. 就学援助・奨励事業のところでは、扶助費の特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級に在籍する児童に対する就学奨励費で、認定見込数7名みておまして、43万5千円。

その下の要保護・準用保護児童就学奨励費では、見込数が要保護で1名、準要保護で27名、312万4千円の計上です。

その下の特別支援学校交通費助成では、対象者は2世帯でございます。2世帯2名で56万9千円を計上しております。

次に、161ページ、4項、1目、こども園費になります。

一番上、事業区分、1. こども園運営事業、ここの賃金では、主に臨時保育教諭3名の増で678万3千円増の2、816万8千円の計上としております。

その下の臨時管理栄養士では、病気で欠員となっております職員に替え、1人分の臨時

賃金188万4千円の計上でございます。

その下の方の需用費の一番下、賄材料費では、0歳児12人、1・2歳児38人、3歳児以上120人、職員37人などで前年の実績を勘案して213万3千円減の1,271万7千円の計上になっております。

次のページの上から4行目、備品購入費のところでは、平成29年度の計量機検査で指摘があったことがございまして、幼児用の水平体重計1台を購入するというもので6万8千円を計上しております。

その下の給食用備品では、食缶2個と検査冷蔵庫1台で34万4千円の計上になります。

その下の児童用図書では、「絵本のいえ」の蔵書を5年で1,400冊の計画を立てておりますけれども、本年度は図鑑・絵本・紙芝居など300冊分で45万円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の講習等負担金では、花火打ち上げに際して、煙火消費保安手帳を必要ということで、担当を受講させるものとして9千円を計上しております。

次に、その下の表の5項、1目、社会教育総務費の次のページになりますけれども、事業区分、3. 青少年教育推進事業の報償費の講師謝礼では、青少年研修館開館にあわせて記念講演会を開催するものとして14万円増の29万円を計上しております。

下の方の負担金、補助及び交付金の4行目、青年団体連絡協議会活動費補助では、昨年度は設立70周年にあたる記念誌の作成がありましたので、今年はないということで25万円減の10万円の計上となっております。

その下の4Hクラブ活動費補助金では、40周年記念式典および記念誌発行などで、これは20万円増で30万円の計上となっております。

次に、168ページの事業区分、6. 芸術文化振興事業の、その下の方の委託料、各種教室・事業講師派遣業務では、札幌による、ほくでんファミリーコンサートの札幌交響楽団に来町に合わせまして、訓中の吹奏楽部および訓小スクールバンドの楽器の演奏指導も行ってもらおうということを計画してございまして、30万円を計上しております。

それと委託料の下の方ですけれども、下の方の三つの事業、これは訓子府町文化芸術活動方針に基づきまして、昨年度からパブリックアートによるまちづくり事業「アート・タウン・プロジェクト」を展開しているところですが、そのプロジェクトに基づき、作品の公開制作・ワークショップ業務では、昨年度は各種芸術・文化事業報償金の中で予算組をしてございましたけれども、本年度からは委託料に独立させて計上しております。その内容につきましては、武蔵野美大の推薦する作家による彫刻作品公開制作と武蔵野美大の学生などによる彫刻体験、ワークショップ指導などを行うものとして103万2千円の計上でございます。

その下の黒板ジャック製作・対話型作品鑑賞会業務では、これは夏休みを利用して武蔵野美大の学生グループ8名によるチョークによる黒板アートの作品を昨年に続き、今年も実施したいという部分で56万円の計上でございます。

作品運搬設置委託料では、彫刻作品の運搬・設置にかかる経費で一応30万円を見ているものでございます。

170ページ、事業区分、7. 青少年研修館維持管理事業では、本年の11月に開館を

予定しておりますけれども、開館後5か月間の維持費を計上しているものでございまして、次に一番下の行になりますけれども、事業区分、10. 青少年研修館建設事業の、次のページになります。上から3行目、工事請負費、青少年研修館建設工事では、これは皆さんご存じのように、公民館の北側に木造平屋建て1棟168.48㎡で、4,700万円の計上をしているものでございます。

その下の備品購入費の施設用備品では、テーブル、イス、イス用の台車、それと冷蔵庫、洗濯機などで200万3千円の計上をしているものでございます。

次に、2目の公民館費の事業区分、1. 公民館維持管理事業の需用費の修繕料では、非常用発電機、屋上にあります非常用発電機の制御ユニット修繕で419万5千円、それとロビーのトップライト33万5千円、それと暖房用ボイラーエアベントの取り替え43万2千円、ポーチのタイル修繕34万6千円などで570万7千円の計上となります。

次、下の方の備品購入費の施設用備品では、これはマイク等の電源制御ユニット更新、それと陶芸用の土練り器、講堂用のワイヤレスアンテナで50万3千円の計上となります。

次に、174ページ、事業区分、3. 図書館維持管理事業の需用費の修繕料、ここは主に、閲覧室のソファのクロスの張り替え10万1千円、それと暖房用ボイラーの設備の修繕などで19万8千円の計上となっております。

一番下の備品購入費のところでは、施設用備品では、これは掃除機1台、6万5千円を計上しております。

次に、ちょっと飛んでもらって、178ページ、6項、2目の体育施設費の事業区分、1. スポーツセンター維持管理事業では、スポーツセンターの取り壊しにより大きく減額しておりますけれども、9行目の需用費の消耗品費では、代替え施設の消耗品として27万9千円を計上しているもので、オープン記念事業消耗品55万4千円、合わせて83万3千円を計上しているものでございます。

委託料では、各学校等ですけれども、施設巡回業務としてスポーツセンターの代替施設である小中学校の使用後の確認、それと施錠をするために64万8千円の計上をしているものでございます。あと、完成時の備品等運搬搬入業務で59万4千円、それと行事やイベント時の立て看板というんですかね、その下地、土台を作るということで、これは別発注ですけれども、月別の行事予定のパネルなど看板作製という下地です。41万6千円の計上。

次に、事業区分、2. 温水プール維持管理事業の需用費の修繕料では、主なものでは、ろ過機のろ材の交換117万2千円、それとウオータースライダの補修および床階段の修繕で97万6千円、量水器の取り替え28万円、自動審判計時装置修繕で25万4千円などで合計で326万9千円の計上でございます。

その下の光熱水費では、これは電気料においては電気合理化に伴い、スポーツセンターと昨年まで一本化しておりましたけれども、スポーツセンターの取り壊しによりまして、独自でつけなきゃならないという、分離計上したことによりまして286万2千円増の528万6千円の計上となっております。

その下の委託料の7行目、プール水槽設備保全業務では、プール水槽内の塗装や距離ラインの剥離<sup>はくり</sup>などを直すことで15万7千円の計上でございます。

電気保安業務では、電気料同様、スポーツセンターで計上していたものを分離というこ

ともございまして、17万9千円の計上でございます。

次に、180ページ、中ほどになります。

事業区分、4. 屋外運動施設維持管理事業の委託料の3行目、これはスキー場圧雪業務、これは昨年の12月の時に皆さんにご理解いただきましたものですが、圧雪車の更新に伴いまして、業者が変わったということも含めて、ちょっと額が上がっておりますけれども、95万4千円増の199万1千円の計上を今年はしているものでございます。

そして、次に、182ページの事業区分、5. スポーツセンター建設事業になりますけれども、これに伴います本年度の事業費として計上しているもので、工事請負費や工事管理業務以外の関連経費の主なものを説明したいと思います。

まず、需用費、消耗品費では、トレーニングルーム関連では66万3千円、それとスポーツ用品関係では98万8千円、事務用品で93万4千円、これの合計258万6千円の消耗品は計上でございます。

それとネットワーク整備業務では、光ケーブルの配線やLANの配線などで110万4千円の計上になります。

その下の方の備品購入費の施設用備品では、事務室や各部屋の机や書棚、それとイス、ロッカー、ベンチ、ロールカーテンなどで1,281万円、それと器具庫に収納するバレーボールの支柱やソフトマットなどで698万7千円、それとトレーニング室のトレッドミル、レッグプレス、スミスマシンなどで1,121万4千円、これら合計で3,101万1千円の計上でございます。

次に、3目の給食センター費の事業区分、2. 給食調理事業の需用費の一番下、これ賄材料費になりますけれども、主に訓子府高校の給食希望者の増により108万6千円増で2,912万3千円の計上でございます。

次に、事業区分、3. 給食センター維持管理事業の、これ次のページの上から2行目になりますけれども、需用費、ここの修繕料になります。厨房床塗装修理、それと消火栓ポンプ逆止弁の修理、それと排水管破損修理などで42万円増えまして91万6千円の計上でございます。

その下の役務費、手数料では、ノロウイルスの検査回数を、昨日の補正の時も言いましたけれども、検査回数を年2回から2か月に1回、というよりも、冬場に集中しますので、12月とか、そこのところ毎月1回というような状況になろうかと思っておりますけれども、34万6千円増えまして95万2千円ということの計上でございます。

その下の方の備品購入費の厨房用備品では、これは配送用コンテナを1台購入するものとして45万円の計上になります。

次に、185ページの11款の公債費になります。

公債費では、今年度で終了する起債が平成10年度分で2本、平成15年度分で2本、平成25年度分で1本、そして、財源対策のない公住債、ずっと先の方の基金のところでもお話ししましたが、公住債15本の繰り上げ償還を含め、元利合わせて7億6,881万9千円の計上となります。これ元利合わせてです。

次に、189ページをお開き願いたいと思います。13款の給与費になります。

ここでは、特別職3人と一般職96人、新規採用の4名含んでおりますけれども、人件費を計上しております。また、議員の皆さんや各種委員の皆さんの報酬等を加えた人件費総

体については、これは209ページになりますけれども、給与費明細書を添付しておりますのでご覧をいただきたいと思います。なお、この明細書は、地方自治法に基づく書式でございます。報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年との比較ができるように調整したもので、これは後でご覧いただくこととして説明は省略させていただきます。

続きまして、203ページ、ここからは、これまでにご決定をいただいた債務負担行為に本年度分以降の支出予定額の調書でございます。207ページの計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は、1億6,336万6千円となっているものでございます。そのうち一般財源としては、1億5,560万7千円が必要というような内容になってございます。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料の22、23ページに一覧でまとめておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

続きまして、208ページ、これは地方債の年度末現在高に関する調書でございます。合計欄の右側でございますように平成30年度末の現在高見込額は、52億8,133万2千円となっております。

以上、総額57億5,290万円とする平成30年度の一般会計予算案につきまして、説明申し上げます。

時間の関係もあって、端折ったところもありますけれども、説明については、歳入のところでも説明しましたように、依然として厳しい状況であることは変わらないということ踏まえていただきながら、今後の大型事業を勘案しながらも基金の積み立てや繰り上げ償還を行うとともに、経常経費の効率的な執行による緊縮を行い、行財政の均衡を図るということを重点に置き予算編成に当たらせていただきました。

結果的には、スポーツセンターなどの投資的経費の伸びもあり、例年を大きく上回る予算になりましたけれども、すべての町民にやさしいまちづくりを実現するための施策に配慮しながら町づくりと財政の健全化の両立化を目指したものとなった予算となっております。

説明不足につきましては、おわび申し上げますけれども、後については、特別委員会等の質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ここで午後2時5分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議場内が非常に温度上がっていますので、暑い方は上着を脱いでください。

次に、議案第12号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書214ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 各会計予算書の214ページをお開き願います。

議案第12号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料、こちらの3ページをお開きいただきたいと思います。

その中段になりますが、国保会計の予算編成に当たっての基本的な考え方について記載しております。

最初に、歳入でありますけれど、国保税につきましては、現行税率により計上しております。

国庫支出金及び道支出金につきましては、都道府県化に係る補助金として積算した額を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、ルールによる繰り入れ分を繰入金として計上しております。

次に、歳出ですが、前々年度の医療費実績見込み等から推計した保険給付費および事業費納付金を計上したほか、一般管理費で、都道府県化に伴う国民健康保険システム改修費を、保健事業費では、特定健診に係る費用を計上しております。

次に、資料の9ページをお開き願います。

9ページの財政調整基金保有状況（見込）でございますが、下から3行目には国保会計の財政調整基金保有状況を記載しております。

基金は、一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されております財政安定化支援分32万2千円と、預金利子1千円を積み立てし、平成30年度末の保有見込額は一番右側に記載しております32万2千円となる見込みであります。

また、同じ資料の25ページから29ページにわたり、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、その資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の214ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第12号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,820万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初と比較しまして8,750万円、約9.0%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に、215ページから220ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しており、221ページから222ページには、総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、223ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきますとともに、平成30年度は都道府県化により、科目の新設、変更、廃止をしております。廃止につきましては、詳細の説明を省略させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

それでは、223ページの歳入から説明させていただきます。

見開きで左側が款・項・目、右側のページが節以下、説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思っております。

最初に、223ページの1款、1項、国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税であります。総額では、前年度比1,158万4千円増の2億4,343万円を見込んでおります。

224ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で891世帯、被保険者数は2,023人を見込んで、現行税率により算定し、その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引きし、収納率を99%と見込んで1億7,337万3千円を計上しております。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

次に、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、先ほどの医療給付費分現年課税分と同様に算出し、4,998万4千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で488世帯、被保険者数は720人を見込んで1,907万1千円を計上しております。

次に、同じ223ページ下段の2目、退職被保険者等国民健康保険税であります。総額では、前年度比13万9千円減の138万3千円を見込んでおります。

224ページ下段の1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数を13世帯、被保険者数は23人と見込んで96万5千円を計上しております。

次に、226ページの3節、後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、医療給付費分現年課税分と同様に算出し22万8千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で16世帯、被保険者数は23人を見込んで18万7千円を計上しております。

次に、225ページ下段の2款、国庫支出金、1項、1目、国庫補助金につきましては、226ページの下段になりますが、新たな節の1節、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に「事務処理標準システム」の導入に係る経費の補助対象額である1,576万2千円を計上しております。

次に、227ページの2段目、3款、道支出金、1項、1目の保険給付費等交付金につきましては、228ページに新たな科目で、保険給付に係る交付金分を普通交付金として歳出同額の5億5,605万9千円を計上。

また、2節、特別交付金には、保険者努力支援分290万1千円、「事務処理標準システム」導入経費の補助等の特別調整交付金分（市町村向け）に829万8千円、これまでの北海道調整交付金特別調整交付金が含まれる道繰入金（2号分）に1,727万9千円、特定健康診査等負担金には、204万8千円を計上しております。

次に、2項、1目、財政安定化基金交付金につきましても、新たな科目で、基金の借りに必要な科目で、予算額は科目計上の1千円としております。

次に、229ページの2段目の表になります。

5款、繰入金、2項、1目の一般会計繰入金のうち、230ページの1節、保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分2,002万3千円と保険者支援分1,195万円を合わせ3,197万3千円を、2節の出産育児一時金繰入金は560万円を、3節の財政安定化支援事業繰入金は、昨年度の普通交付税措置実績額の32万2千円を、4節のその他一般会計繰入金は、国保会計を運営するための事務費等に要する経費に25



1万4千円をそれぞれ町の負担分として繰り入れするものであります。

次に、231ページの2段目の表になります。

7款、諸収入、3項、6目の雑入につきましては、特定健診に係る自己負担額等の計上ですが、集団健診560名のうち誕生健診の45名を除く515名分の61万8千円を計上しております。

231ページの中段以降には、廃止科目である療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金について記載しております。

次に、歳出について説明させていただきます。233ページをお開き願います。

まず、1款、総務費、1項、1目の一般管理費および2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費として、合わせて前年度比2,037万9千円増の3,494万2千円を計上しておりますが、増額の要因としましては、234ページの上の段の説明欄にありますように、委託料のうち都道府県化に向けた国民健康保険システム改修業務として「事務処理標準システム導入」に係る改修業務、これに2,023万円の計上をしておりますが、このことによります。

また、昨年本科目で予算計上していた共同電算処理業務は、北海道に合わせ、2款、1項、5目の審査支払手数料に移行しております。

なお、1目の積立金では、財政調整基金積立金として、財政安定化支援事業分と基金利子分を合わせて32万3千円を計上しております。

次に、2項、徴税費および3項の運営協議会費につきましては、徴収事務および運営協議会の事務的経費として、それぞれ38万9千円と11万6千円を計上しております。

次に、235ページをお開きください。

2段目の2款、保険給付費、1項、療養諸費の積算につきましては、前々年度からの給付、支払実績から推計し、計上しておりますのでご理解をお願いします。

まず、1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比4千万円増の4億8千万円を計上。

2目の退職被保険者等療養給付費は、前年度比620万円減の610万円を計上。

3目の一般被保険者療養費は、前年度比30万円減の700万円を計上。

4目の退職被保険者等療養費は、前年度比1万円減の10万円を計上。

5目の審査支払手数料は、1款、1項、1目、一般管理費から236ページにありますように共同電算処理業務86万2千円が移行しておりますので、前年度比83万9千円増の244万2千円を計上しております。

次に、2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し計上しております。

1目の一般被保険者高額療養費は、前年同額の4,800万円を計上。

2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比44万円減の250万円を計上。

次に、237ページの3目、一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度同額の100万円を計上。

4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、3万円を計上しております。

次に、上から3段目の4項、出産育児諸費、1目の出産育児一時金につきましては、前年度実績を勘案しまして20人分840万円を計上しております。

次に、5項、葬祭諸費、1目の葬祭費につきましては、議案第19号でも説明させてい

いただきましたとおり、金額を5万円から3万円に改めまして、16件分の48万円を計上しております。

次に、239ページをお開きください。

3款、国民健康保険事業費納付金は、新たに北海道へ納付金を支払うための科目で、その金額は北海道からの通知により計上しております。

1項、医療給付費分、1目の一般被保険者医療費分につきましては、2億1,290万5千円を計上。

2目、退職被保険者等医療給付費分につきましては、156万6千円を計上しております。

2項、後期高齢者支援金等分、1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、5,266万3千円を計上、

2目、退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、41万9千円を計上しております。

3項、1目、介護納付金分につきましては、1,973万4千円を計上しております。

次に、241ページの5款、1項、1目、財政安定化基金拠出金につきましては、これも新たに基金への返還のための科目で1千円の科目計上をしております。

次に、6款、保健事業費、1項、1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳から74歳の被保険者を対象とした特定健診と特定保健指導に要する経費の計上ですが、前年度比2万3千円減の439万8千円を計上しております。

右側の242ページになりますが、12節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として47万円を計上、13節の委託料は、特定健診業務に係る費用ですが、700名分の基本検診料などとして391万9千円を計上しております。

次に、2項、保健事業費、1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費ですが、242ページ下段の説明欄の賃金は、未受診者勧奨事務などの臨時事務員賃金、特定保健指導の臨時栄養士の賃金などで41万5千円を計上、役務費は、医療費通知等の郵送料として36万1千円を計上、委託料のうち独自健診業務に119万1千円を計上、19節、負担金、補助及び交付金にあります健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金ですが20人分の40万円を計上しております。

保健事業総務費全体といたしましては、前年度比19万1千円増の281万円の計上であります。

以上、平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第13号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書248ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） それでは、各会計予算書の248ページをお開き願います。

議案第13号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開き願います。

その中段に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度においては、財政運営期間が2年間とされており、保険料につきましては、平成30年度が2年ごとの見直しの年となっておりますので、北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上しております。

また、脳ドック助成に対する広域連合補助金や低所得者の保険料軽減分等の一般会計からの繰入金を計上しております。

歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の30ページから32ページにわたり、後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の248ページに戻りまして、内容を説明させていただきます。

議案第13号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ8,990万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して1,410万円、約18.6%の増となっております。

249ページから252ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しております。253ページから254ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、255ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、255ページの歳入から説明させていただきます。

まず、1款、1項の後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき計上しており、保険料算定の基礎となる均等割額は4万9,809円、所得割率は10.51%としており、保険料総額では、前年度比996万6千円増の5,952万円を計上しております。

まず、1目の特別徴収保険料は、被保険者数を828人と見込み、保険料額3,627万7千円を計上、2目の256ページ、1節、普通徴収保険料は、被保険者数を243人と見込み、保険料額2,319万3千円を計上、2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年同額の5万円を計上しております。

次に、2款、1項、広域連合補助金、1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、被保険者の脳ドックの助成金として、その費用の全額が広域連合より交付されるもので、10名分を見込み34万6千円を計上しております。

次に、3款、繰入金、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として道と町の負担分を合わせて、前年度比185万1千円増の2,301万円を計上しております。

次に、2目の事務費繰入金につきましては、広域連合納付金分と所要事務経費分を合わせて、前年度比208万6千円増の688万4千円を計上しております。この増額の要因

としましては、後ほど歳出でも説明いたしますが、1款、1項、1目、一般管理費において、システム改修があることと後期高齢者医療広域連合で示す共通経費に係る繰入金が増額になっていることによるものでございます。

次に、257ページの5款、諸収入、2項、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、保険料還付金として前年度同額の10万円を計上しております。

次に、歳出について、説明させていただきます。259ページをお開きください。

まず、1款、総務費、1項、1目の一般管理費につきましては、右側の260ページになりますが、プリンタートナー等の消耗品費や、被保険者証の一斉更新による郵便料の通信運搬費、それから「後期高齢者医療システム保守業務」と「保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修業務」など、一般事務に要する経費として前年度比76万1千円増の269万1千円を計上しております。

次に、2項、徴収費、1目の賦課徴収費につきましては、納入通知書等の印刷製本費や保険料決定通知のための郵便料など18万4千円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の保健事業総務費につきましては、歳入でも説明いたしました、全額、広域連合からの交付金を受けて実施する被保険者の脳ドックの助成に係る費用ですが、健康診査助成金として10名分の34万6千円を計上しております。

次に、261ページの3款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、262ページの広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金404万1千円を計上。

また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分を合わせて、保険料等納付金として8,253万1千円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で前年度比1,314万9千円増の8,657万2千円を計上しております。

次に、4款、諸支出金、1項、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の10万円を計上しております。

以上、平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第14号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書263ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） それでは、各会計予算書の263ページをお開き願います。

議案第14号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

それでは、予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料、またこれも同じく3ページをお開きください。

それでは、その下段になりますが、介護保険会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれども、平成30年度から平成32年度までの第7期事業運営期間に要する保険給付費を基礎として積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支

払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定等に係る所要額を含めた町負担分の一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出は、保険給付費、介護認定審査費、事業の運営経費等のほか、地域支援事業費に介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援・任意事業分を計上しております。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

こちら、基金の保有状況が記載されておりますが、9ページの下から2行目の一番右側に記載してありますように、介護保険特別会計収支の不足分および介護保険料の抑制のための取り崩しを行うことによりまして、平成30年度末の介護給付費準備基金保有見込額は1,874万3千円となる見込みであります。

また、同じ資料の33ページから38ページにわたりまして、介護保険特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の263ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第14号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,300万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初と比較しまして1,350万円、約2.5%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に、264ページから267ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、268ページから269ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、270ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

それでは、270ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず、1款、保険料であります。第6期介護保険事業計画推計によりまして、平成30年度から32年度までの基準保険料を暫定で月額4,900円、年額で58,800円として算定しております。

また保険料段階は、負担が過重にならないよう国の標準段階と同じく第1段階から第9段階に細分化をしております。

1項、1目、第1号被保険者保険料、271ページの1節、特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,786人と見込み、保険料額を9,977万7千円、2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を212人と見込み、保険料額を1,158万3千円とし、介護保険料の総額を前年度比2,199万9千円増の1億1,136万1千円と見込んでおります。

次の2款、国庫支出金、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして、保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた8,738万2千円を計上しております。

2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金であります。現年度分としまして、過去の実績から保険給付費の7.03%の3,57

1万3千円を計上しております。

272ページの2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分で介護予防・日常生活支援総合事業費に要する費用の25%、429万6千円を計上。

3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、現年度分として包括的支援事業・任意事業費に対し38.5%の484万7千円を計上しております。

次に、3款、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の27%、1億3,711万4千円を計上。

2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分として、介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費の27%、464万円を計上しております。

次に、4款、道支出金、1項、1目、介護給付費負担金は、現年度分として、保険給付費に対してそれぞれ道の負担割合を乗じた7,766万2千円を計上。

2項、道補助金、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分として、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%の214万8千円、2目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましては、現年度分として、包括的支援事業・任意事業費の19.25%の242万3千円をそれぞれ計上しております。

次に、274ページの表の2段目になりますが、6款、繰入金、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分116万1千円を繰り入れするものであります。

2項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、275ページの1節、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の町負担分12.5%の6,347万9千円を、2節の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業分の同じく12.5%の214万9千円を、3節の地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金は包括的支援事業・任意事業費分の19.25%の242万4千円を、4節のその他一般会計繰入金につきましては、特別会計を運営するための事務費等に要する経費として、前年度比120万3千円減の1,527万6千円を、5節、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第1段階の基準額に対する負担割合を0.5から0.45に軽減するために89万4千円をそれぞれ町負担分として繰り入れするものであります。

また、276ページの最後には、分担金及び負担金を制度改正により廃止となる科目として記載しております。

次に、278ページの歳出について説明させていただきます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費としまして、279ページの平成30年度介護保険制度改正に伴います介護保険システム改修経費の179万1千円を含め、前年度比146万円減の324万6千円を計上するものであります。

次に、2項、徴収費、1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や、郵便料を主として18万4千円を計上しております。

次に、3項、1目の介護認定審査会費につきましては、北見市、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費として432万7千円を計上。

また、2目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして269万6千円を計上しております。

次に、280ページの2段目、4項、1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費としまして、第7期介護保険事業計画用の3年に1度のパンフレット購入経費も含めまして、75万2千円を計上しております。

その下の計画策定委員会経費につきましては、第7期介護保険事業計画が策定終了しておりますので、予算の計上はしていません。

次に、2款、保険給付費、1項、1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスに係る給付で1億465万4千円を。

3目、地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付に7,564万9千円を計上しております。

次に、282ページになりますが、5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスに係る給付としまして2億5,149万9千円を計上。

7目では、居宅介護福祉用具購入費として100万円を計上。

8目では、居宅介護住宅改修費として200万円を計上。

9目、居宅介護サービス計画給付費として、前年度比244万2千円増の1,814万1千円を計上しております。

2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

1目、介護予防サービス給付費は、居宅の要支援者に対する給付で、前年度比146万1千円減の442万8千円を計上。

5目、介護予防福祉用具購入費に50万円を計上。

次に、6目、介護予防住宅改修費に150万円を計上。

284ページの7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成給付であります。前年度比48万9千円減の145万3千円を計上しております。

3項、その他諸費、1目、審査支払手数料は、介護給付費の請求に係る審査支払にかかる手数料として40万円を計上しております。

4項、高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものですが1,090万円を計上。

2目、高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で10万円を計上しております。

5項、1目、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が年間で一定額を超えた場合に給付をするもので250万円を計上しております。

同じく、2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付ですが10万円を計上しております。

次に、286ページの6項、1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付として、前年度比38万7千円増の3,289万8千円を計上。

3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として10万円を計上しております。

次に、3款、地域支援事業費、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、1,670万2千円を計上しています。

主な内容としましては、287ページの下の表になりますが、臨時介護支援専門員の賃金1か月分18万1千円を業務量の増加により3款、2項、1目から移行し、委託料のサービス計画作成業務に119万1千円、運動指導等業務に100万円、19節、負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費では、介護予防に係る訪問介護・通所介護事業に1,426万9千円を計上しています。

2目、一般介護予防事業費につきましては、住民が主体的に実施する活動の普及推進や身近な地域での介護予防事業の実施を目的に48万5千円を計上しております。

主な内容としましては、287ページ、一番下の行の委託料の老人クラブや自治会等での運動指導等業務に34万3千円を計上しております。

次に、288ページの2項、包括的支援事業・任意事業費、1目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や、生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスなどにつながる支援を行うための経費として、前年度比247万5千円減の878万2千円を計上しております。主な内容としましては、289ページの臨時介護支援専門員に係る共済費39万3千円、賃金217万7千円を。

また、一般会計繰出金に、地域包括支援センター職員の人件費分として615万9千円を計上しています。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医・ケアマネジャー・地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費として、前年度比9万3千円減の32万円を計上しておりますが、減額の要因としましては、地域包括支援センター職員の介護支援専門員の更新に係る旅費および会議等負担金の減によりますが、新たに主任介護支援専門員の資格更新が必要になり、289ページの旅費15万5千円と会議等負担金4万1千円を計上しています。

4目、地域包括支援センター運営費につきましては、介護サービス事業者のネットワーク化など支援システムを構築する取り組みや地域包括支援センターの運営協議会に要する経費として48万2千円を計上しています。

次に、290ページの5目、生活支援体制整備事業費につきましては、生活支援・介護予防サービスの体制整備に係る協議体や生活支援コーディネーターの経費で125万1千円を計上しております。

主に、291ページ的生活支援コーディネーター業務に係る委託料として111万5千円を計上しています。

6目、認知症総合支援事業費につきましては、認知症初期集中支援推進事業に係る経費として、56万1千円を計上しています。

主な内容としましては、291ページ中段の認知症初期集中支援チーム業務に北見赤十字病院への委託料になりますが49万7千円を計上しています。

次に、7目、在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、新たな科目となります。介護保険制度改正により平成30年度から実施します「在宅医療と介護の連携」に要する経費として12万5千円を計上しています。



その主な内容としましては、多職種による研修のための講師謝礼に10万円を計上しております。

次に、8目、地域ケア会議推進事業費につきましても新たな科目で、介護保険制度改正により、これまでも開催していた地域ケア会議が法定化されたため、その経費1万5千円を計上しております。

9目、任意事業費は、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用に係る経費、また、家族介護用品購入費に対する助成費用として、105万3千円を計上しております。

次に、292ページをお開きください。

292ページの4款、基金積立金から、295ページの7款、予備費までは、前年同額を計上しております。

以上、平成30年度介護保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） ここで午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第15号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書297ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 各会計予算書の297ページをお開き願います。

議案第15号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めまして、ご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の4ページをお開きいただきたいと思います。

これは、下水道会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。農業集落排水事業および個別排水処理施設整備事業に係る分担金、使用料を計上。使用料は、本年度使用者の見込みも含め計上しております。繰入金は、歳入歳出の差し引き不足額に係る一般会計から繰入金を計上しております。町債は、農業集落排水施設計画策定業務、個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

次に、歳出であります。農業集落排水事業については、農業集落排水施設計画策定業務のほか、道道の改良工事に伴う下水道管移設工事および施設の維持管理経費を計上しております。個別排水処理施設整備事業については、合併浄化槽の設置に要する工事費および施設の維持管理経費を計上しております。このほか、事務費、起債の元利償還金について、それぞれ所要額を計上しております。

この資料の39ページ、40ページに「下水道事業特別会計の概要」を、41ページには投資的事業の内訳を、46ページには施設整備箇所図をそれぞれ記載しておりますが、内容につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、予算書297ページに戻りまして、予算の内容を説明申し上げます。

まず、第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,600万円と定めるものであります。

また、2項では、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は298ページからあります「第1表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これについては後ほどご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては、303ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

第2条では、地方債につきまして「第2表 地方債」によることを規定しておりますが、その内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

次に、302ページをお開き願います。

第2表の地方債であります。起債の限度額を農業集落排水施設整備事業で490万円、個別排水処理施設整備事業で1,630万円、合わせて2,120万円といたしまして、起債の方法は証書借入で、年利は5.0%以内、償還の方法は記載のとおり定めようとするものであります。

それでは、303ページからの事項別明細書の説明をいたしますが、歳入歳出とも特徴的なものについて説明させていただきます。

303ページと304ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これは後ほどご覧いただくことといたしまして、はじめに、305ページからの歳入について説明させていただきます。

まず、第1款、1項、1目、農業集落排水事業分担金につきましては、平成30年度新規賦課分といたしまして5戸を予定し25万円を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、1戸当りの分担金を50万円とし、5戸の新規整備を予定していることから、前年同額の250万円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の農業集落排水施設使用料につきましては、前年使用料の実績を勘案し、前年と比較し81万3千円減の5,202万3千円を計上しております。

2目の個別排水処理施設使用料につきましては、本年度の新規設置数などを見込みまして、前年と比較し19万6千円増の1,504万5千円を計上しております。

次に、3款、1項、1目、国庫補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金事業により、農業集落排水施設計画策定業務の事業費980万円のうち補助率50%の490万円を計上しております。

次に307ページ、4款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源と特定財源を差し引きまして、その不足額を一般会計から繰り入れるものであり、前年と比較しまして436万1千円減の8,905万4千円を計上しております。

6款、3項、1目の雑入につきましては、補償工事の減少により、前年と比較いたしまして332万2千円減の100万1千円を計上しております。移設補償費につきましては、道道北見置戸線交通安全工事（若富工区）に伴います支障物件移設補償費として100万

円を計上しております。

次に、7款、1項、1目の、農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水施設計画策定業務の補助残を下水道債と過疎債合わせまして490万円を計上しております。

次に、309ページ、7款、1項、2目の個別排水処理施設整備事業債につきましては、工事費の増加により前年と比較し300万円増の1,630万円の計上ではありますが、新設5基分の個別排水処理施設整備事業に伴います起債対象額の100%充当を見込み、下水道債と過疎債を合わせた額を計上しております。

次に、311ページからの歳出について説明をさせていただきますが、歳入と同じく各科目の説明欄を見ていただきたいと思います。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、前年と比較し23万6千円増の298万8千円を計上しております。

1節の報酬は、上下水道事業経営審議会委員に対する報酬を年2回の開催分として3万6千円を計上。

9節の旅費は、全道の担当者会議が道央地区での開催により前年と比較しまして1万6千円増の13万7千円を計上。

11節の需用費から19節の負担金、補助交付金までは、前年同額の計上となっております。

27節の公課費は、消費税の納付金で、平成29年度の決算状況から前年と比較しまして22万2千円増の116万3千円を計上しております。

28節の繰出金は、水道事業会計への繰出金でありまして、下水道使用料の賦課徴収事務の委託費といたしまして、前年と比較し検針件数の減によりまして、2千円減の162万9千円を計上しております。

次の2項、1目、農業集落排水管理費につきましては、前年と比較し246万8千円増の5,801万5千円を計上しておりますが、11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までは、訓子府処理施設、末広処理施設、日出処理施設の管理経費を計上しております。

11節の需用費では、242万8千円増の1,995万5千円を計上しており、その内訳は消耗品費で、各施設の消火器更新により前年と比較し14万2千円増の22万3千円の計上、修繕料は施設の機器修繕に前年同額の550万円を計上、光熱水費は前年の実績を踏まえ1,419万6千円を計上しております。

12節、役務費では、通信運搬費、手数料、保険料を合わせまして、前年と比較し6万7千円減の349万8千円を計上。

13節、委託料では、処理施設維持管理、消防設備保守点検、電気保安管理の各業務費合せまして前年同額の3,135万6千円を計上しております。

14節、使用料及び賃借料は、テレビ受信料、施設補修の重機や汚泥等の運搬車両の借上料として、前年と比較し4千円増の187万2千円を計上しております。

15節、工事請負費の100万円につきましては、住宅等新築に伴う公共樹新設工事と2か所分を計上しております。

16節、原材料は、管路維持管理用原材料として31万3千円を計上しております。

次に、313ページ、2目の個別排水管理費につきましては、前年と比較して31万円

増の1, 747万4千円を計上しております。

11節、需用費は、合併浄化槽消耗品および付帯設備部品の交換や放水路等の修繕費用として前年と比較して3万3千円減の47万円を計上しております。

12節、役務費は、合併浄化槽の法定検査手数料として、検査基数の増加よりまして、前年と比較し1万8千円増の190万6千円を計上。

13節、委託料は、浄化槽保守点検業務で、浄化槽点検基数の増加に伴いまして前年と比較しまして28万8千円増の1,425万9千円を計上しております。

16節、原材料は、浄化槽維持用原材料として83万8千円を計上しております。

次に、2款、1項、下水道事業費、1目の農業集落排水事業費につきましては、前年と比較し278万4千円減の1,280万円を計上しております。

13節、委託料では、農業集落排水処理施設の今後の機器更新等のため、国庫補助事業の事業採択申請に必要な計画策定のため、農業集落排水施設計画策定業務費として980万円を計上しております。この業務費は、収入でも説明いたしましたが50%が国からの補助となります。

15節、工事請負費では、道道北見置戸線交通安全工事（若富工区）におきまして、支障となる下水道管等の移設工事費といたしまして300万円を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年と比較し166万5千円増の2,066万6千円を計上しております。

11節、需用費は、消耗品、公用車の維持管理費用といたしまして、前年と比較し7千円増の14万8千円を計上。

12節、役務費は、車検整備手数料、自動車損害保険料、合わせまして5万9千円を計上しております。

13節、委託料は、浄化槽新設5基分の実施測量設計業務として118万8千円を計上しておりますが、人件費、資材等の上昇によりまして、前年と比較し18万8千円ほど増額計上しております。

15節、工事請負費につきましても、本年度5基の設置工事分といたしまして1,926万2千円を計上。委託料と同様、人件費、資材等の上昇により前年と比較し146万9千円増額計上をしております。

次に、315ページ、3款、1項、公債費、1目の元金につきましては、下水道事業を開始した昭和63年度から平成29年度までの借入残額5億6,429万9千円に対します長期債償還元金といたしまして、前年と比較し95万3千円減の6,320万6千円を計上しております。

2目の利子につきましては、長期債償還利子として前年と比較し144万2千円減の1,052万7千円を計上しております。

また、一時借入金利子は借入限度額を1億円、借入利率を1.5%、借入期間を30日間として、それに伴います利子12万4千円を計上しております。

次に、317ページにつきましては、地方債の調書でありまして、平成30年度末における元金残高は、表の右下に記載のとおり5億2,229万3千円となる見込みであります。

次の318ページは、特別職の経営審議会委員の給与費明細書を一般会計に準じて作成

しておりますので後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、平成30年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第16号 平成30年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書319ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） それでは、各会計予算書319ページをお開きください。

議案第16号 平成30年度訓子府町水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」、42ページをお開き願います。これは水道事業会計の投資的事業についての概要を記載しております。

また、47ページと48ページには、その整備箇所について図示しておりますが、後ほどご覧いただくことといたしまして、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきますと思います。

それでは、予算書の319ページに戻りまして、内容を説明させていただきます。

第1条で、平成30年度訓子府町水道事業会計の予算は、次に定めるものといたしまして、第2条で、業務の予定量を定めておりますが、給水件数につきましては、前年の最大件数2,088件に新年度分を見込みまして2,105件といたしまして、年間の総給水量は63万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、1日平均給水量は1,726<sup>3</sup>m<sup>3</sup>としております。

主要な建設改良事業につきましては、道道北見置戸線支障物件移設事業で、総事業費845万円、南7線道路改良支障物件移設事業、総事業費3,070万円、老朽管更新事業、総事業費6,090万円の予算の計上であります。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款、水道事業収益で、第1項の営業収益、第2項の営業外収益を合わせまして1億6,663万7千円の計上です。

支出につきましては、第1款、水道事業費で、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、予備費を合わせまして1億3,761万5千円の計上であります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず収入であります。第1款、資本的収入で第1項、企業債から第4項、出資金までを合わせまして1億1,379万8千円を計上しております。

支出につきましては、第1款、資本的支出で、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金を合わせまして1億4,433万6千円の計上であります。

収入額が支出額に対して不足する額3,053万8千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

なお、第3条の収益的収支および第4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど323ページ以降の実施計画説明書で説明をさせていただきます。

次に、320ページ、第5条の企業債につきましては、表に記載のとおり、各事業ごとの起債の限度額合計を7,100万円といたしまして、証書借入で年利5%以内、償還方法は記載のとおり定めようとするものでございます。

第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年同額の計上

であります。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,792万円と定めるものでございます。

次の第8条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を2,047万1千円と定めるものでございます。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を335万1千円と定めるものであります。

次に、321ページと322ページにつきましては、収益的収支と資本的収支の款項別の予算額を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただくことといたしまして、それでは、323ページ以降の、平成30年度 訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書について説明をさせていただきますが、これは一般会計の事項別明細書にあたるものでございます。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入であります。1款、水道事業収益につきましては、1項の営業収益と2項の営業外収益を合わせまして、前年と比較し217万9千円減の総額1億6,663万7千円の計上となります。

1項、営業収益では、前年と比較しまして、126万3千円減の1億5,046万4千円の計上でありまして、その内訳につきましては、1目、給水収益の水道料金では、過去3年間の使用水量を勘案した結果、前年と比較しまして226万1千円減の1億4,751万5千円を計上しております。

2目、その他営業収益は、前年と比較し99万8千円増の294万9千円の計上で、手数料については、前年同額の22万円、負担金につきましては、消防施設等修繕負担金で、老朽消火栓の1基更新によりまして100万円増の110万円、下水道会計負担金で検針件数の減などにより2千円減の162万9千円を計上しております。

次に、2項、営業外収益は、前年と比較しまして91万6千円減の1,617万3千円を計上し、その内訳といたしまして、1目の受取利息につきましては、定期預金と普通預金の預金利息で7万円を計上しております。

2目の他会計補助金394万3千円の計上につきましては、一般会計からの過去に行いました事業の起債償還利息に対する補助金382万3千円と繰り出し基準に基づきます職員の児童手当負担金分12万円を計上しております。

3目の長期前受金戻入は、前年と比較し26万1千円減の1,215万7千円を計上しておりますが、この科目は平成26年度より新設されたもので、補助金、補償金、負担金、受贈財産をもって取得、または改良した償却資産の補助金等をその償却資産の減価償却に合わせて収益化するものでございます。

内訳は、補助金として他会計補助金、国庫補助金、道補助金合せまして880万2千円、工事負担金として5万9千円、受贈財産評価額として329万6千円になります。

次に、324ページの収益的支出であります。1款の水道事業費につきましては、1項の営業費用と2項の営業外費用、3項の予備費を合わせまして、前年と比較し1,969万9千円減の総額1億3,761万5千円の計上であります。

1項の営業費用では、前年と比較し1,658万8千円減の1億2,624万7千円の計上であり、その内訳につきましては、1目の原水及び浄水費では、前年と比較し239万2千円減の1,843万2千円の計上であります。賃金から光熱水費までは、通常の維

持管理経費を計上しており、委託料では、通常維持管理分として前年同額の127万1千円を計上しております。

手数料では、水質検査手数料の入札結果による単価見直しにより前年と比較しまして3万7千円減の270万8千円を計上しております。

修繕費では、昨年実施できませんでした大谷浄水場の<sup>のりめん</sup>法面崩壊復旧修繕135万5千円を計上し、機械施設等修繕を合わせまして、前年と比較しまして205万6千円減の335万5千円を計上しております。

動力費は、各施設の機器運転のための動力電気料でありまして、前年の電気料実績に基づき、前年と比較し3万円の減の649万6千円を計上しております。

薬品費につきましては、毎日検査用の試薬単価の上昇によりまして、3万2千円増の100万2千円を計上しております。

材料費では、開盛水源新設井戸侵入防止対策資材購入分を追加いたしまして、前年と比較し6万2千円増の56万2千円を計上しております。

負担金の鹿ノ子ダム維持管理負担金につきましては、鹿ノ子ダムの維持管理費減少に伴いまして、前年より7万6千円減の111万7千円を計上しております。

次の、2目、配水及び給水費につきましては、前年と比較し21万2千円減の1,847万1千円の計上であります。賃金から委託料までは通常の維持管理費を計上していません。

賃借料では、大谷浄水場、常盤配水池の管理道路および民有地内支障弁類の用地借上料として24万円、それと重機借上料68万3千円を計上しております。

修繕費では、検満メーター設備整備費で検満メーターの取り替え個数の減少によりまして、前年と比較しまして、88万3千円減の260万2千円を計上。

施設機械等修繕では、通常の機械等修繕といたしまして300万円と緑丘配水池と送水ポンプ場の無停電装置バッテリー交換に15万2千円、高園配水池の非常用発電機バッテリー交換に67万3千円、合わせまして382万5千円を計上しております。

消防施設等修繕は、老朽消火栓1基更新のため、前年と比較しまして100万円増の110万円の計上でございます。

動力費では、各施設の機器運転のための動力電気料といたしまして、前年の電気料の実績に基づき、前年と比較し13万2千円増の404万9千円を計上しております。

材料費では、前年と比較しまして119万5千円減の461万1千円の計上ですが、減額の主な要因といたしましては、検満メーター分の購入数量が減ったことによるものでございます。

次に、325ページ、3目、総係費につきましては、前年と比較し1,069万円減の5,206万3千円の計上であります。報酬では、上下水道事業経営審議会を年2回開催分として3万6千円を計上。

給料1,436万4千円、手当648万円、法定福利費478万9千円につきましては、昨年の人事異動後の職員4名分を計上しており、前年と比較しまして489万3千円減少しております。

賞与引当金繰入額225万1千円は、平成26年度に新設された科目であり、平成31年6月に支給される賞与および法定福利費の内、平成30年12月から平成31年3月分

までに該当する金額を賞与引当金に振替いたしまして、平成31年6月の賞与支払時に取り崩して使用するものでございます。

旅費につきましては、前年と比較し2万6千円減の10万8千円の計上となります。

備用品費では、昨年購入しました公用車の夏タイヤ分と事務消耗品の減少により前年と比較し19万5千円減の14万5千円を計上。

燃料費では、車両燃料の使用量の実績減により、前年と比較しまして1万4千円減の14万1千円を計上。

印刷製本費では、納付書、検針票、一般帳票の印刷費で、納付書の印刷単価の値上がり等もありまして、4千円増の51万5千円を計上しております。

通信運搬費では、各施設等の電話やテレメーターの専用回線使用の電話料が214万7千円、郵便料が22万1千円で、昨年の実績に基づきまして、前年と比較し7千円増の236万8千円を計上しております。

委託料では、新たにその他業務委託で、経営戦略計画と新水道ビジョン策定に向けた資産台帳整備のために、固定資産台帳整備業務委託といたしまして、832万7千円を計上しておりますが、昨年実施いたしました水道事業変更認可業務委託が終了いたしましたので、通常等の管理等の業務委託と合わせまして、総額で前年と比較しまして495万5千円減の1,964万2千円を計上しております。

手数料では、水道料金の口座振替手数料等、合わせまして前年と比較し9千円減の60万1千円を計上。

修繕費は、公用車の修繕費用でありまして、本年度は車検整備がないため一般修繕のみとなり、前年と比較し7万9千円減の32万4千円を計上。

負担金では、日本水道協会の負担金と無線電波利用負担金を合わせまして、前年同額の9万1千円を計上しております。

保険料では、火災保険料と車両保険料合わせまして19万6千円を計上しておりますが、公用車の車検整備が今年度はないため、自賠責保険料分の2万8千円が減額となっております。

貸倒引当金繰入額2千円は、平成26年度に新設された科目でありまして、債権の回収不能が発生することを想定し、引当金に繰り入れるために計上するものでございます。

次に、326ページ、4目の減価償却費であります。説明欄の建物から鹿ノ子ダム使用权までの総額3,694万9千円が本年度の償却分であります。また、5目の資産減耗費につきましても、除却対象分の構築物、機械および装置、メーター器・メーターボックス等の工具器具および備品の総額32万2千円の計上ですが、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上であります。

次に、2項、営業外費用では、前年と比較しまして311万1千円減の1,106万8千円の計上であり、その内訳につきましては、1目の支払利息では、企業債利息は前年と比較し77万3千円減の1,056万7千円を計上、一時借入金利息は借入限度額を1億円、利率を1.5%、借入期間45日間と定めまして、それに伴います利息18万5千円を計上しております。

2目の消費税及び地方消費税は、本年度は工事費等の増加により課税支出分消費税が多い見込みとなるため、前年と比較し233万8千円減の11万6千円の計上であります。



次に、327ページの資本的収入及び支出の資本的収入であります。1款、資本的収入につきましては、前年と比較し3,365万7千円増の総額1億1,379万8千円の計上であります。

1項、1目の建設改良費等に充てるための企業債7,100万円につきましては、説明欄に記載のとおり平成30年度実施予定の各事業の起債借入額を計上しており、320ページ、第5条の起債限度額と同額となっております。

2項、1目の他会計補助金1,652万8千円につきましては、過去に実施しました事業の起債償還元金に対する一般会計からの補助金を計上しております。

3項、1目、補償金につきましては、前年と比較し324万6千円減の154万5千円の計上であり、南7線道路改良支障物件移設事業で70万円、道道北見置戸線支障物件移設事業で84万5千円の計上でございます。

4項、1目、出資金につきましては、前年と比較し964万8千円増の2,472万5千円の計上であり、平成30年度実施の事業に対して、地方公営企業の繰り出し基準による水道管の耐震化事業に対して一般会計からの出資金として受けるものであります。各事業に対する出資金については、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、328ページ、資本的支出の1款、資本的支出につきましては、前年と比較しまして3,577万9千円増の総額1億4,433万6千円の計上であります。

1項、1目の施設改良費につきましては、前年と比較し3,495万円増の1億5万円の計上であります。

若富工区配水管移設工事では、道道北見置戸線の工事による配水管130mの移設に845万円。

南7線支障物件移設工事では、柏丘の道営の農道整備事業に伴います配水管1,120mの移設に3,070万円。

北1条線老朽管更新工事では、老朽管500mの更新に3,300万円。

西16号線老朽管更新工事では、日出西16号線の老朽管440mの更新に690万円。

南10線老朽管更新工事では、高園南10線の老朽管560mの更新に2,100万円の計上であります。

2目の固定資産購入費につきましては、量水器設備費といたしまして、新設のメーター器24台の購入代金44万9千円を計上しております。

次の2項、1目、企業債償還金につきましては、企業債の元金償還に前年と比較しまして96万3千円増の4,383万7千円を計上しております。

次に、329ページの平成30年度訓子府町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書でありまして、表中のⅠからⅢまでは、活動ごとの現金の流れを示し、Ⅳの資金増加額2,406万8千円は、平成30年度中を通じた現金の流れで、最終的に資金増加額として残る予定の金額でございます。

Ⅴの資金期首残高4億4,303万4千円は、平成29年度末の資金残高予定額でありまして、Ⅵの資金期末残高4億6,710万2千円は、資金増加額と期首残高の合計額で、平成30年度末の資金の予定残高となります。

330ページと331ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成し

ておりますので、後ほどご覧いただくことといたしまして、説明は省略させていただきます。

次に332ページから337ページは、平成30年度予定貸借対照表および平成29年度予定貸借対照表を掲載しております。この表につきましては、予算の計上や執行に直接関係いたしませんので、説明は省略させていただきます。

なお、334ページ、この中段から、担保提供資産に関する事項、固定資産減価償却の方法、引当金の計上方法、企業債償還に係る他会計の負担、消費税等の会計処理に関し記載しておりますが、後ほどご覧いただくことといたしまして、説明は省略させていただきます。

また、338ページにつきましては、平成29年度末時点におけます収益的収支の決算見込みから税抜きをした予定損益計算書であります。後ほどご覧いただくことといたしまして、これも説明を省略させていただきます。

以上、平成30年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第19号、議案第21号および議案第11号から議案第16号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

#### ◎会議時間延長の議決

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

ここで午後4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

#### ◎議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第22号、議案第23号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第21、議案第17号、日程第22、議案第18号、日程第23、議案第20号、日程第24、議案第22号、日程第25、議案第23号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第17号 町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書73ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の73ページをご覧ください。

議案第17号 町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

町職員定数条例（昭和33年条例第7号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、下の説明にありますように、職員定数の総数の範囲内で、各機関の数を増減できるようにするため改正しようとするものでございます。

記以下に改正文が載っておりますが、74ページの新旧対照表により説明いたします。

表の右側に現行、左側に改正案を載せてあります。また、表の下に第1条に定めている各機関の定数を載せてありますので参考までにご覧ください。この各機関の定数の総数は121名となります。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、改正内容は「定数に対する特例」を規定している第3条第1項の改正であります。

現行では、第1条第2号、町議会から、第4号、農業委員会までの機関の職員を、第1号、町長の補助職員の定数82人を超えて町長の補助機関たる職員に併せて任用することができる旨規定しております。

改正案では、町長は、特に必要があると認めた時は、当該任命権者と協議し、第1号、町長の補助職員から第5号、企業職員までの定数の総数121名の範囲内において、当該各号、つまり各機関の定数を相互に増減することができるよう改正するものでございます。

今回の改正は、能率的な行政の確保を図るため、人事規律の保持を基本としながら、行政需要が多様化する中で、事務量の増加および事務配分の変更などに対応できる執行体制の確立に資するものでございます。

73ページの本文に戻っていただき、附則にありますように、この条例の施行期日は、本年4月1日からとさせていただきます。

以上、議案第17号 町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書75ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の75ページをご覧ください。

議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

下の説明にありますように、人事院規則の改正に伴い、これに準じて、所要の改正をしようとするものでございます。

改正文につきましては76ページに、また新旧対照表は77ページから80ページに載せてありますが、81ページに「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要」として改正内容を整理させていただいておりますので、これにより説明いたします。

今回の改正は、大きく二つありまして、まず一つ目です。

地方公務員の育児休業等に関する法律では、育児休業の承認、育児休業の期間の延長請求、育児短時間勤務の承認については、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回

に限られておりますが、この条例で定める特別の事情に1項目追加するものでございます。

追加するのは、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等において保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合でございます。表で言いますと項目の1から3までの改正となります。

二つ目は、今回の改正に合わせて、条文規定方法の整理と条文表記の整理であります。

項目4にありますように、育児短時間勤務の形態を規定する第11条の規定方法の整理と勤務時間数の算定方法見直しによる改正。この勤務時間数の算定に関しては、現行規定では、週の勤務時間数を40時間として算定しておりましたが、実際の勤務時間数38時間45分を基に算定することに改めるものでございます。

それから、項目5にありますように、条例番号、法令番号が抜けていた箇所がありましたので追記、条例名の表記で略称とすべきところ正式名を用いていたため改めるといった条文整理を行うものでございます。

76ページの改正文に戻っていただきたいと思っております。

一番下に附則がございますが、この条例は、本年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第20号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書84ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の84ページをお開き願います。

議案第20号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本町の国民健康保険被保険者の後期高齢者医療制度への加入について、所要の改正をしようとするものであります。

今回の改正につきましては、平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律、第55条の2の規定が新設されることになりました。

これまで、全ての後期高齢者医療該当者は、住所地の広域連合の被保険者となっておりましたが、法改正により、国民健康保険の住所地特例を受けていた被保険者は、医療保険制度の財政基盤の安定化のため、加入していた国民健康保険の所在地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされたことから改正するものです。

それでは、記以下について説明させていただきます。

訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

ここで、85ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表を載せてございますので、これにより説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

先ほど申し上げました住所地特例というのは、施設のある市町村に負担が多くかかることを防ぐことにより、医療保険制度の財政基盤の安定化を図るため、北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者が、北海道外の介護施設等に入所される場合などに、適用となっておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律の改正によりまして、国民健康保険で既に住所地特例の被保険者である者が後期高齢者医療に移行する場合には、国民健康保険で加入していた所在地の後期高齢者医療広域連合に適用を引き継ぎ、保険料を徴収すべき被保険者となるという改正になります。

これにより、住所地特例の適用が拡大されることにはなりますが、広域連合は北海道全体で一つですので、本町においては、道外に転出される、道外への施設に入所される方というのは、少ないかと思っておりますので、今後も該当となる方は少ないと見込んでおります。

84ページにお戻りください。

次に、附則の説明をさせていただきます。

施行期日について規定しておりますが、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第20号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第22号 訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書90ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の90ページをお開き願います。

議案第22号 訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように、介護保険法の一部改正に伴い、平成30年度より指定権限が都道府県から市町村に移譲されることから、指定居宅介護支援等に関する基準を定めるものであります。

平成27年の介護保険法の改正において、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業者の指定権限が北海道から移譲されるもので、指定居宅介護支援等事業の人員や運営基準等について、市町村が地域の実情に応じて、条例で定めることとされました。

基本的に該当する全ての基準について、省令の規定に従うものとし、条例の中で引用規定を用いることとしております。

この条例で規定される内容につきましては、現行の省令で規定されている「人員に関する基準」「運営に関する基準」「基準該当居宅介護支援に関する基準」となりますが、今回提案の条例により、全てを引用するものとなります。

また、条例の中に、本町が独自に盛り込む基準といたしましては、厚生労働省令の規定

の中で「文書の保存期間」について、全て「2年間」となっておりますが、そのうち介護報酬の請求に関する文書については、地方自治法による返還請求権の期間に合わせて「5年間」として、読み替え規定を設けることとしております。

この改正に該当する事業所は、本町にある居宅介護支援事業所の社会福祉協議会のみになります。

記以下に条例全文を記載しておりますので、ご説明いたします。

条例の名称は、訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例であります。

第1条は、条例の趣旨を規定してありまして、介護保険法の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、必要な事項を定めることとしております。

第2条は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準についての規定ですが、平成11年厚生労働省令第38号、指定居宅介護支援等基準に定める基準をもって、その基準とすると定めるものであり、条例の中で省令を引用することとしております。

第3条は、先ほどご説明しましたとおり、文書の保存年数について、本町独自の規定による読替規定となります。

第4条は、事業者の指定に関する基準についての規定であります。指定居宅介護支援事業者の指定においては、法人である者と定めるものであります。

最後に、附則であります。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第23号 訓子府町中小企業・小規模企業振興条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書91ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案第23号 訓子府町中小企業・小規模企業振興条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

訓子府町中小企業・小規模企業振興条例の制定について。

訓子府町中小企業・小規模企業振興条例を次のように制定しようとするものでございます。92ページ以降に条例分を掲載しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

今回の条例制定につきましては、国が平成26年6月27日に公布いたしました小規模企業振興基本法で、地方公共団体においても、小規模企業振興に関する施策を策定、実施する責務が明記されたことを受け、訓子府町内にあります中小企業・小規模企業の成長発展、持続的発展が図られることを基本理念とし、地域経済の活性化および町民生活の向上を目的とした振興対策を推進するため制定するものでございます。

まず、第1条では、条例制定の目的としまして、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念及びその他基本となる事項を定め、振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業・小規模企業の持続的発展と地域経済の活性化、町民生活の向上に寄与することを規定しております。

第2条では、この条例で掲げる用語の定義を規定してございます

第3条では、条例の基本理念として、中小企業・小規模企業が地域経済を支える重要な役割を果たしているとの認識のもと、自らの自主的な努力を尊重し、関係機関と連携を図り、成長発展、持続的発展が図られることを基本とする旨を規定しております。

第4条では、町の責務に関し基本理念に基づき、中小企業・小規模企業振興に関する施策を策定、実施することとしております。

第5条、第1項では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることを、第2項では、計画策定に企業者及び商工会の意見を反映させること、第3項では、基本計画に掲げる事項を、第4項では、基本計画の見直し、検討を5年ごとに行い、必要があれば計画を変更する旨を規定しております。

第6条では、基本理念に基づいて町が行う基本的施策として、次の七つの事項を規定しております。

第1号、経営基盤の強化、事業展開への支援。

第2号、事業承継及び創業促進に関すること。

第3号、人材確保及び育成のための雇用促進、職業能力の開発、向上に関すること。

第4号、中小企業者、小規模企業者とそれ以外の者との連携に関すること。

第5号、融資制度、信用補完事業の充実に関すること。

第6号、調査及び情報収集、提供に関すること。

第7号、前各号に掲げるもののほか、振興に関する施策の総合的、計画的に推進するために必要な事項。

第7条では、中小企業者・小規模企業者の努力として、基本理念に基づき、主体的な経営の向上および改善を図り、事業活用を通じて地域の振興に資するよう努めることを規定しております。

第8条は、商工会の役割として、中小企業者・小規模企業者に対し積極的な支援を行うよう努めると規定してございます。

第9条では、大企業者の役割として、中小企業者・小規模企業者と連携、協力することと、2項で町が実施する振興施策に協力するよう努めることを規定しております。

第10条は、金融機関が中小企業者、小規模企業者への支援および町が実施する振興施策に協力するよう努めることを規定しております。

第11条では、学校教育法第1条に規定する町内に設置されました学校が職場体験や職業に関する理解を深める学習等を通じて、地域の次世代を担う人材育成に協力するよう努めることを規定しておりますが、第2項で、その協力は、学校その他教育機関の自由かつ自律的な意志により行われるものとしております。

第12条では、町民の理解と協力として、中小企業・小規模企業の振興が本町経済の発展および町民生活の向上に果たす役割の重要性を認識し、協力するよう努めることを規定しております。

第13条では、町は施策を実施するために必要な財政措置を講ずるよう努めることと規定しております。

付則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第23号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議案第24号、議案第25号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第26、議案第24号、日程第27、議案第25号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第24号 町道路線の廃止についての提案理由の説明を求めます。議案書95ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第24号の提案説明を申し上げます。議案書95ページをご覧ください。

議案第24号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものであります。

記としまして、廃止する路線は、路線番号53の西幸町北3条線であります。

起点は、訓子府町西幸町23番地、終点は、訓子府町西幸町25番地で、重要な経過地は、西幸町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、このたびの幸栄団地整備工事に伴い、この後、議案第25号で提案説明させていただくとおり終点に変更になることから、本路線、総延長にして約43mを廃止するものであります。

以上、議案第24号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第25号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書97ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第25号の提案説明を申し上げます。議案書97ページをご覧ください。

議案第25号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号53の西幸町北3条線であります。

起点は、訓子府町西幸町23番地、終点は、訓子府町西幸町17番地で、重要な経過地は、西幸町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、西幸町団地線から西に向かい幸栄団地線までで、昨年新築した幸栄団地の北側について、町道の利便性を高めるため、新たに道路整備をしたものであり、総延長は88.15mであります。

本件につきましては、幸栄団地整備工事整備に伴い、先ほど議案第24号で廃止の提案



説明をした同路線の終点を45mほど西方向に変更するため、新たな路線として町道に認定しようとするものであります。

以上、議案第25号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第24号、議案第25号の提案理由の説明を終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

明日も午前9時30分から開会いたしますのでご参集よろしくお願いいたします。

散会 午後 4時30分